

令和８年度 第３回 江戸川区熟年しあわせ計画及び 介護保険事業計画検討委員会

令和８年８月２８日 午後７時
グリーンパレス５階「孔雀」

１ 開 会

２ 委員長あいさつ

３ 議 事

（１）高齢者の住まいと介護サービス基盤の整備

（２）介護人材確保と生産性向上

４ その他

５ 閉 会

（配付資料）

資料１ 高齢者の住まいと介護サービス基盤の整備

資料２ 介護人材確保と生産性向上

資料３ 本日の論点

高齢者の住まいと 介護サービス基盤の整備



目次

- 01 地域包括ケアシステムとの関係
- 02 高齢者の住まいについて
- 03 介護サービス基盤の整備について
- 04 成果指標の検討

01 地域包括ケアシステムとの関係

地域包括ケアシステムとの関係

- 地域包括ケアシステムにおいては、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保が重要となる。
- 可能な限り住み慣れた地域での暮らしを続けるためには、要介護状態となった際に状況に応じて適切な**介護サービスを被保険者自らが選択**し、提供する基盤を整備する必要がある。
- これら住まいと介護サービスの基盤整備を一体のものとして行っていくことが必要となる。

介護保険法第5条第4項

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び**福祉サービスに関する施策**、～（略）～医療及び**居住に関する施策との有機的な連携**を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

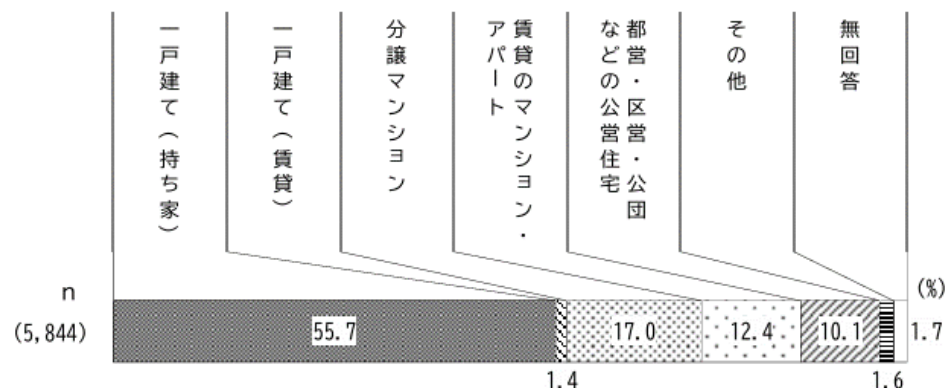


02 高齢者の住まいについて

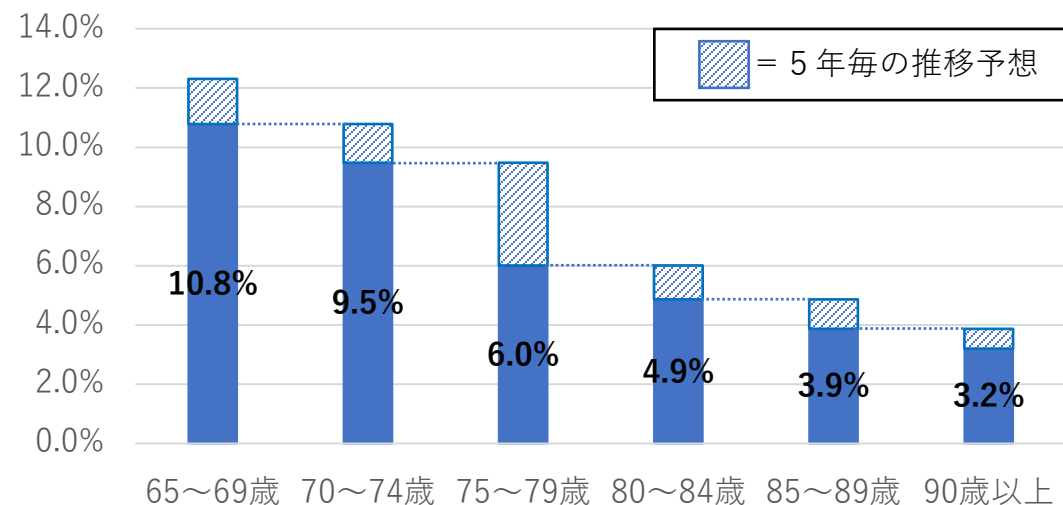
区内高齢者の住まいの現状

- 高齢者全体では、持ち家の割合が55.7%と最も高い。
- 一方で、若い方ほど、単身で賃貸アパートに暮らす割合が高くなっており、今後、単身高齢者の賃貸暮らしは増加していくことが想定される。

図表1-9 住居の形態（単数回答）



年齢階層別に占める単身かつ
賃貸マンション・アパート暮らしの割合

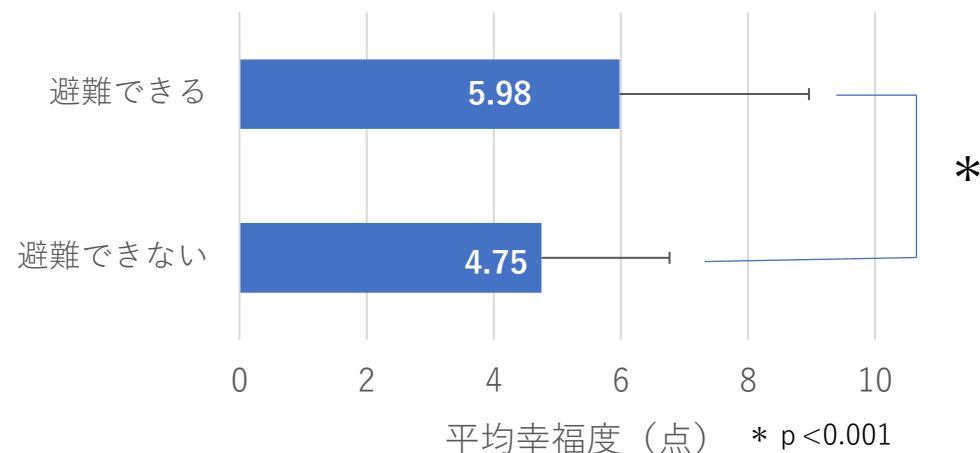


みんなにやさしいまちづくりと成果指標

- 9期計画では、みんなにやさしいまちづくりの防災に関する施策として避難行動要支援者への支援強化に取り組んだ。
- 今回の基礎調査では、災害時に「自力で避難することができず、助けてくれる人が見当たらない」割合は、前回調査の12.2%から13.5%に1.3%上昇した。
- 避難できると回答した方の平均幸福度は5.98点、避難できないと回答した方の平均幸福度は4.75点であり、避難できると回答した方が有意に幸福度が高かった。
- 災害時の不安を解消することが幸福度の向上に寄与する可能性がある。

災害時に「自力で避難することができず、
助けてくれる人が見当たらない」割合

R 5 年調査	R 7 年調査
12.2%	13.5%



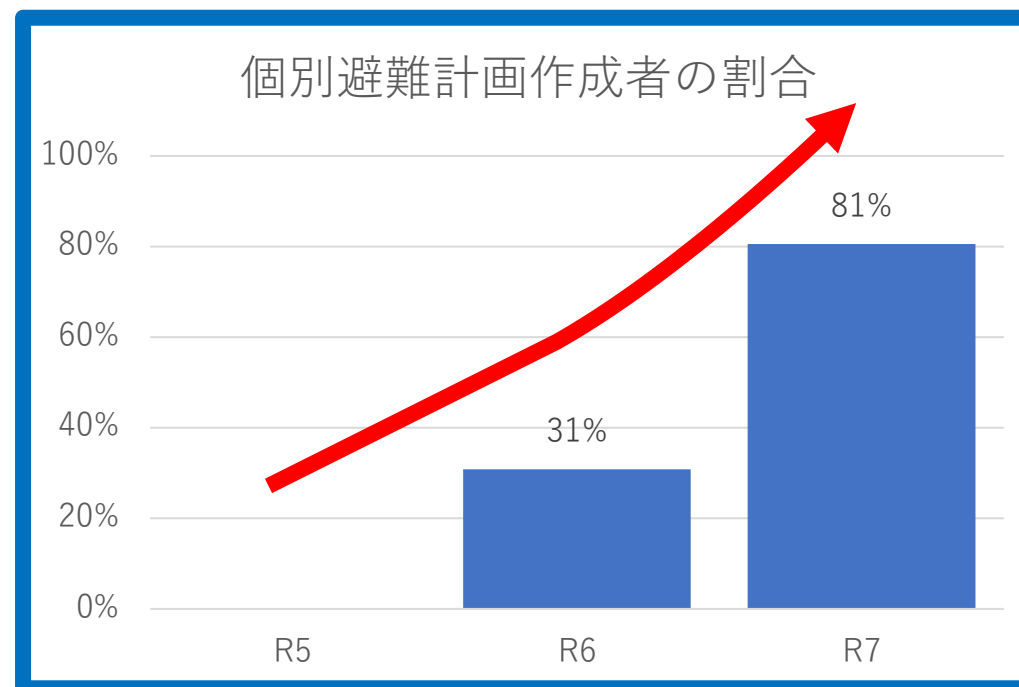
- 避難行動要支援者に対する個別避難計画は、令和5年度に対象者要件の見直しや、条例の制定などを行ったことで、令和7年度以降、作成者数が急増している。
- 基礎調査の実施が令和7年度であるため、上記の状況が成果指標に反映されなかった可能性がある。
- 個別避難計画の作成は、対象者の実態把握のためにも重要であるため、引続き計画作成に注力する。

避難行動要支援者と個別避難計画

	R5	R6	R7	R8
避難行動要支援者数	—	14,877	15,372	15,393
作成者数	257	4,586	12,378	—

福祉避難所の確保

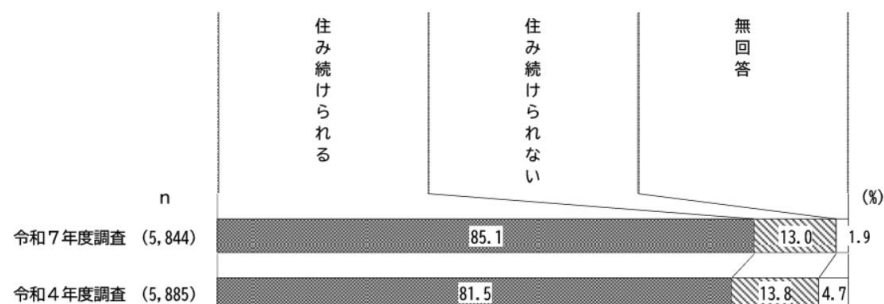
	R6	R7	R8
計画値	—	—	—
実績	47	48	49



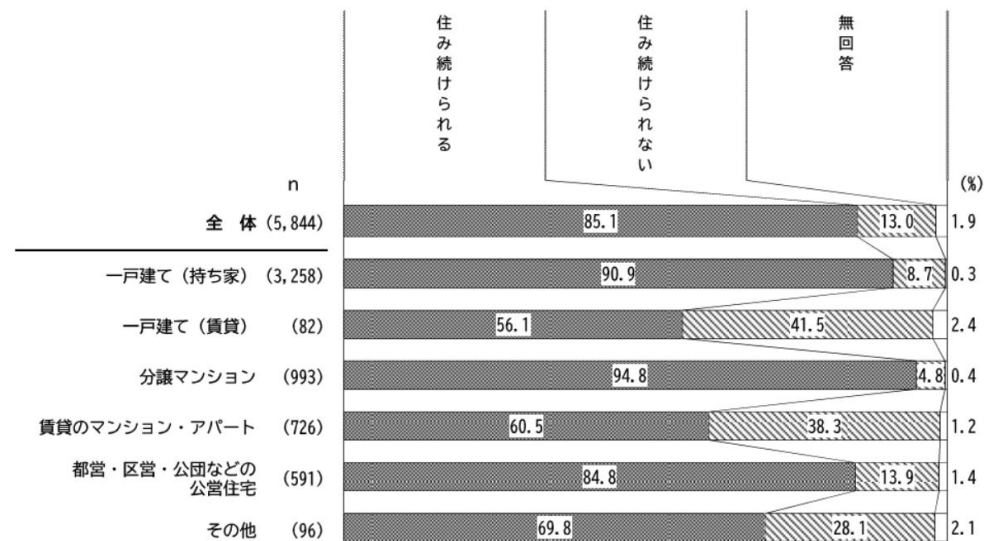
高齢者の住まいの課題

- 現在の住まいに「住み続けられる」は85.1%で、「住み続けられない」(13.0%)を大きく上回っている。
- 一戸建て(持ち家)、分譲マンションでは「住み続けられる」が9割を超える一方、**賃貸となると一戸建て・マンション・アパートでは、「住み続けられない」が約4割程度**と高い傾向にある。

図表1-12 今後も住み続けられる住まいか(単数回答)



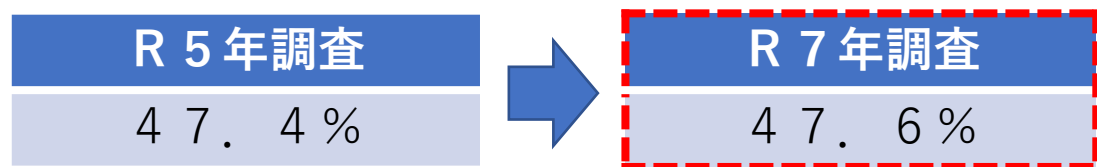
図表1-13 今後も住み続けられる住まいか/住居形態別



成果指標と住まいの施策

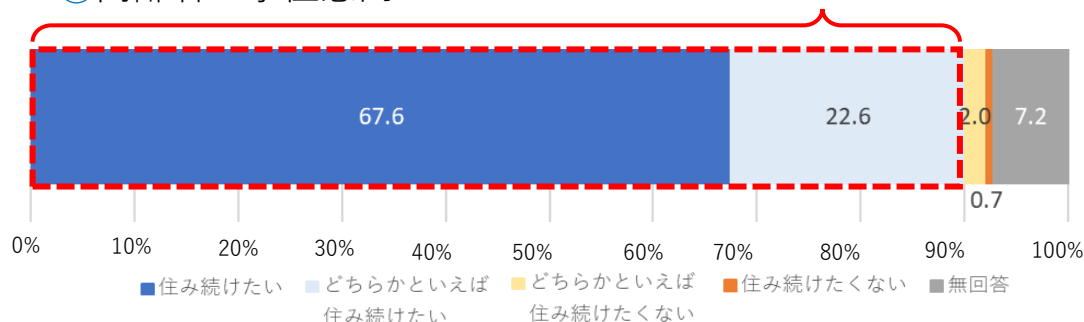
- ①全世代を対象とした区民世論調査では、江戸川区に「ずっと住み続けたい割合」は、微増している。
- ②高齢者を対象とした基礎調査からは、9割以上の方がこれからも区に住み続けたいと回答している。
- ③幸福度との関係は、江戸川区に「住み続けたい」※とする方の平均幸福度は6.84点で、
「住み続けたくない」※の5.69点と比べると**有意に高かった**。
※どちらかというを含む
- ④また、現在の住まいに「住み続けられる」と回答した方の幸福度は6.96点、
「住み続けられない」と回答した方の5.76点と比べると**有意に高かった**。

①江戸川区に「ずっと住み続けたい」割合



(区データ) 令和7年度区民世論調査から
住み続けたい**90.2%**

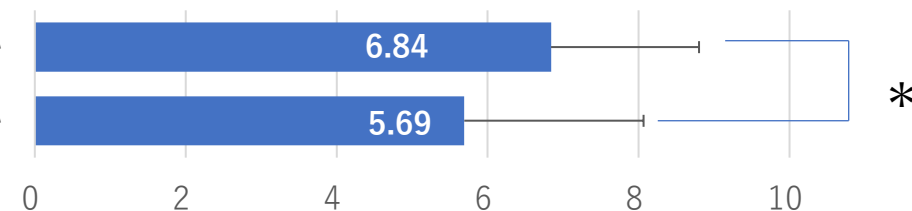
②高齢者の永住意向



(区データ) 令和7年度熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査から

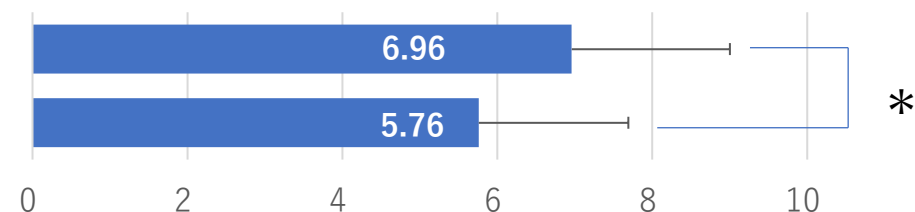
③

江戸川区に
住み続けたい
住み続けたくない



④

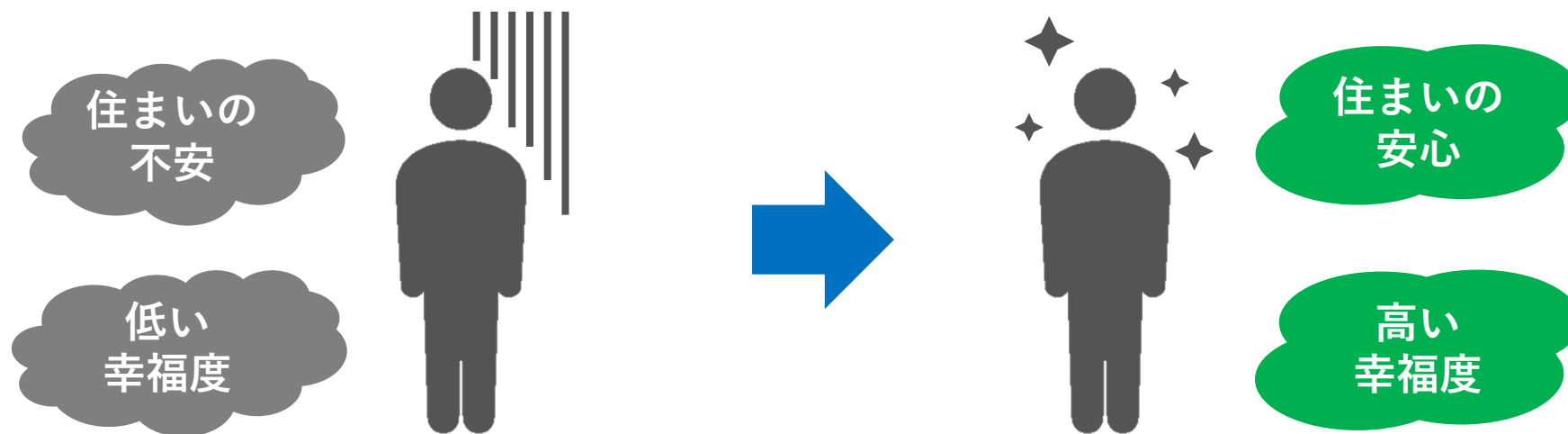
現在の住まいに
住み続けられる
住み続けられない



平均幸福度 (点) * p<0.001

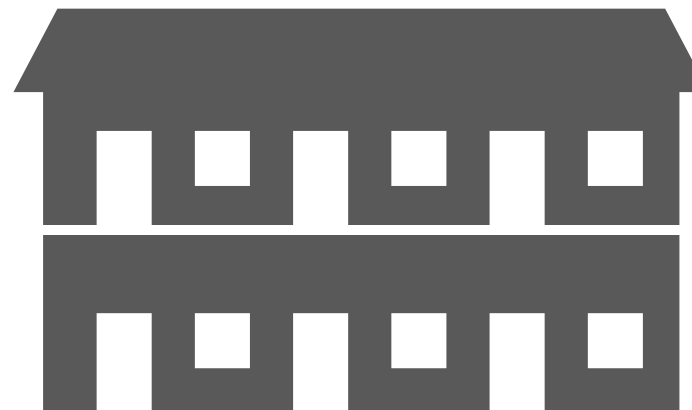
課題の考察

- 「現在の住まいに住み続けられない」といった不安を解消することが幸福度の向上に寄与する可能性がある。
- 今後、賃貸アパート等に住む単身高齢者は増加していくことが想定されるため、住まいの安定性が相対的に低いこの層に対する長期的な対策が必要と考えられる。



住まいの形態と区の事業

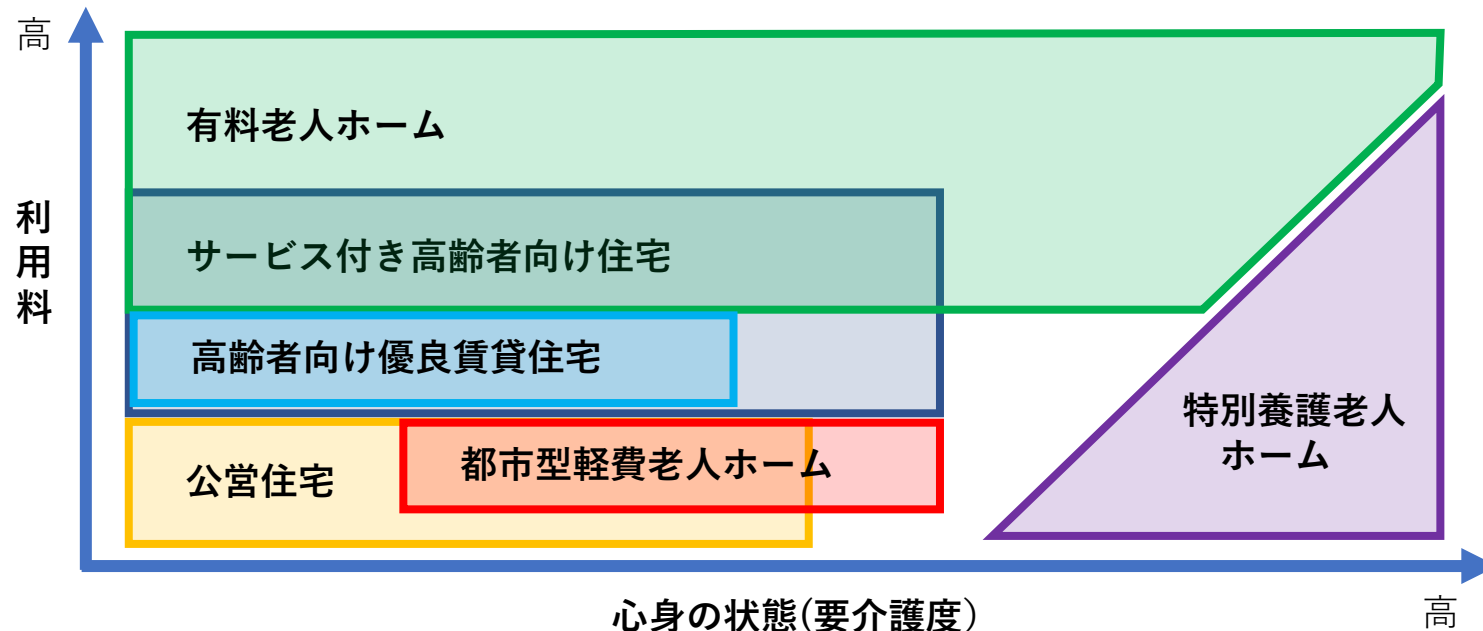
- 区が行う事業で、一戸建てと賃貸住宅に関するものを表にまとめています。



一戸建て（持ち家）	賃貸住宅
●住まいの改造助成 ●戸建住宅耐震改修工事助成 ●リフォーム資金融資斡旋	●区営住宅の供給 ●都営住宅・区営住宅の申込みサポート ●高齢者向け民間賃貸住宅の家賃補助 ●民間賃貸住宅家賃等の助成 ●居住サポート住宅の家賃補助
●空き家活用 ●住まいのボランティア ●家具転倒防止ボランティア	

住まいの形態と区の事業

●行政が関与し、かつ生活の場となるものを図で表しています。



公営住宅 (民間住宅活用を含む)	高齢者向け 優良賃貸住宅	都市型軽費 老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム
●区営住宅 ●シルバーピア事業 ●自立支援スキーム (UR賃貸住宅) ●居住サポート住宅 ●居住支援協議会	●高齢者向け賃貸住宅の供給促進	●都市型軽費老人ホームの整備支援	●供給促進	●特別養護老人ホーム待機者への支援 ●有料老人ホームの整備指導	●特養ホーム一括入所申し込み ●特別養護老人ホーム等大規模改修

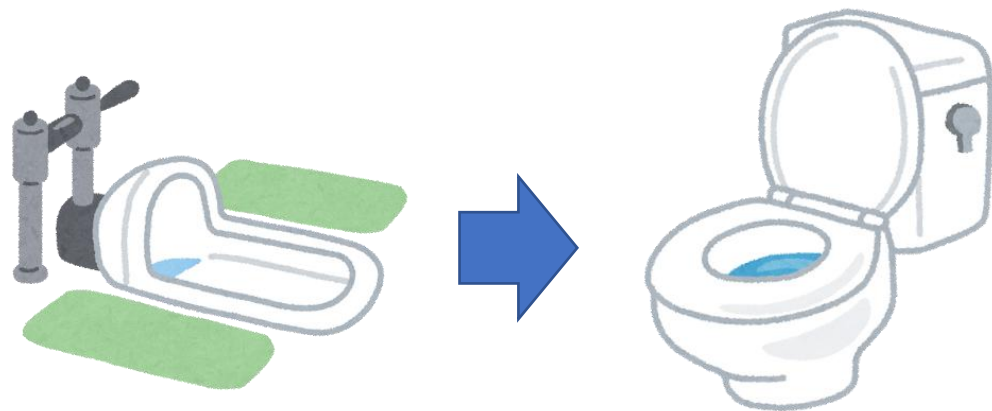
</

その他住まいの取組結果

住まいの改造助成

介助を要する高齢者等が、車椅子等を使用して暮らしやすい生活ができるよう、住まいを改造する費用を助成する。

	R6	R7	R8(見込み)
計画値	140件	140件	140件
実績	158件	188件	171件



民間賃貸住宅家賃等の助成

取壊し等による、高齢者の転居前後の家賃差額や転居一時金等を助成する。

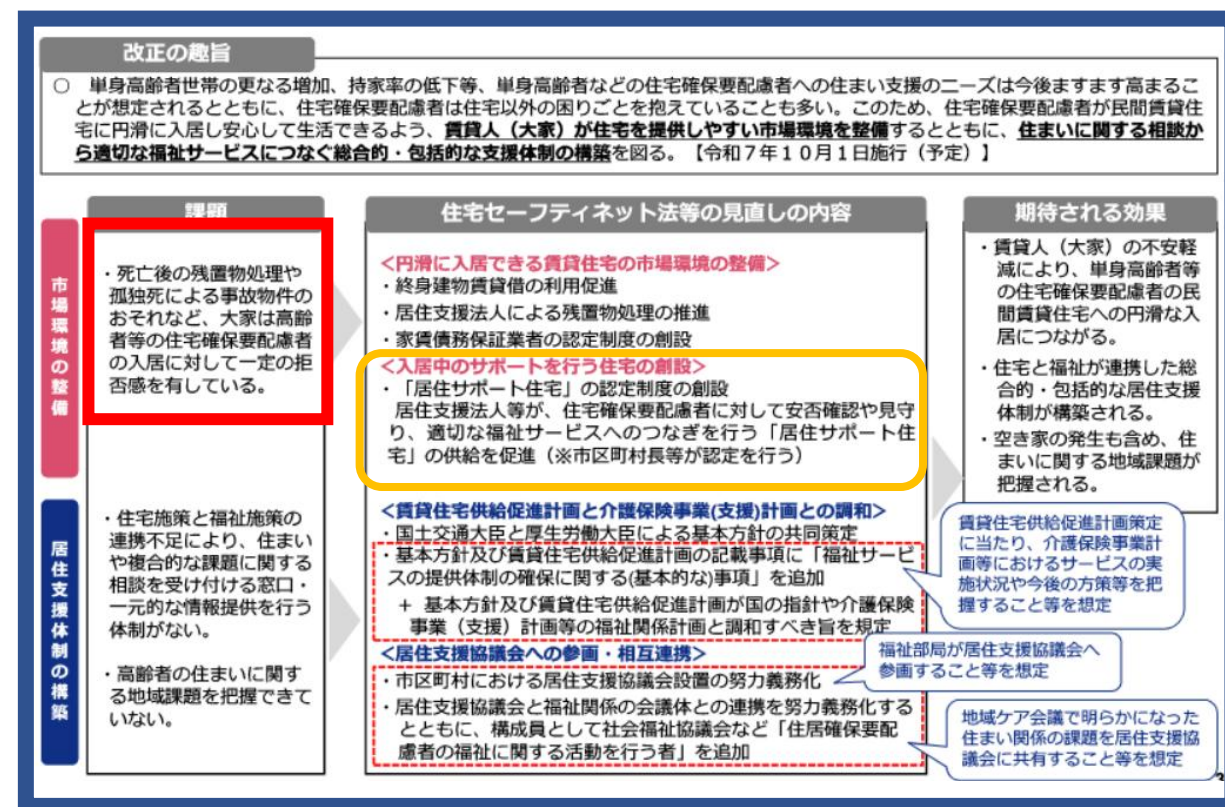
	R6	R7	R8(見込み)
計画値	120件	120件	120件
実績	98件	83件	85件



住宅セーフティネット法の改正

- 国においても単身高齢者世帯の増加、持ち家率の低下などにより住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは高まっていくことを想定し、住宅セーフティネット法の改正が行われている。
- 住宅セーフティネット法の改正では、大家が高齢者等住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有していることが課題として示されている。
- そのため、今回の改正で、大家が見守り支援等を行う居住支援法と連携することで、大家の不安を払しょくしつつ、高齢者等も安心して暮らせる「居住サポート住宅認定制度」が昨年10月から開始された。

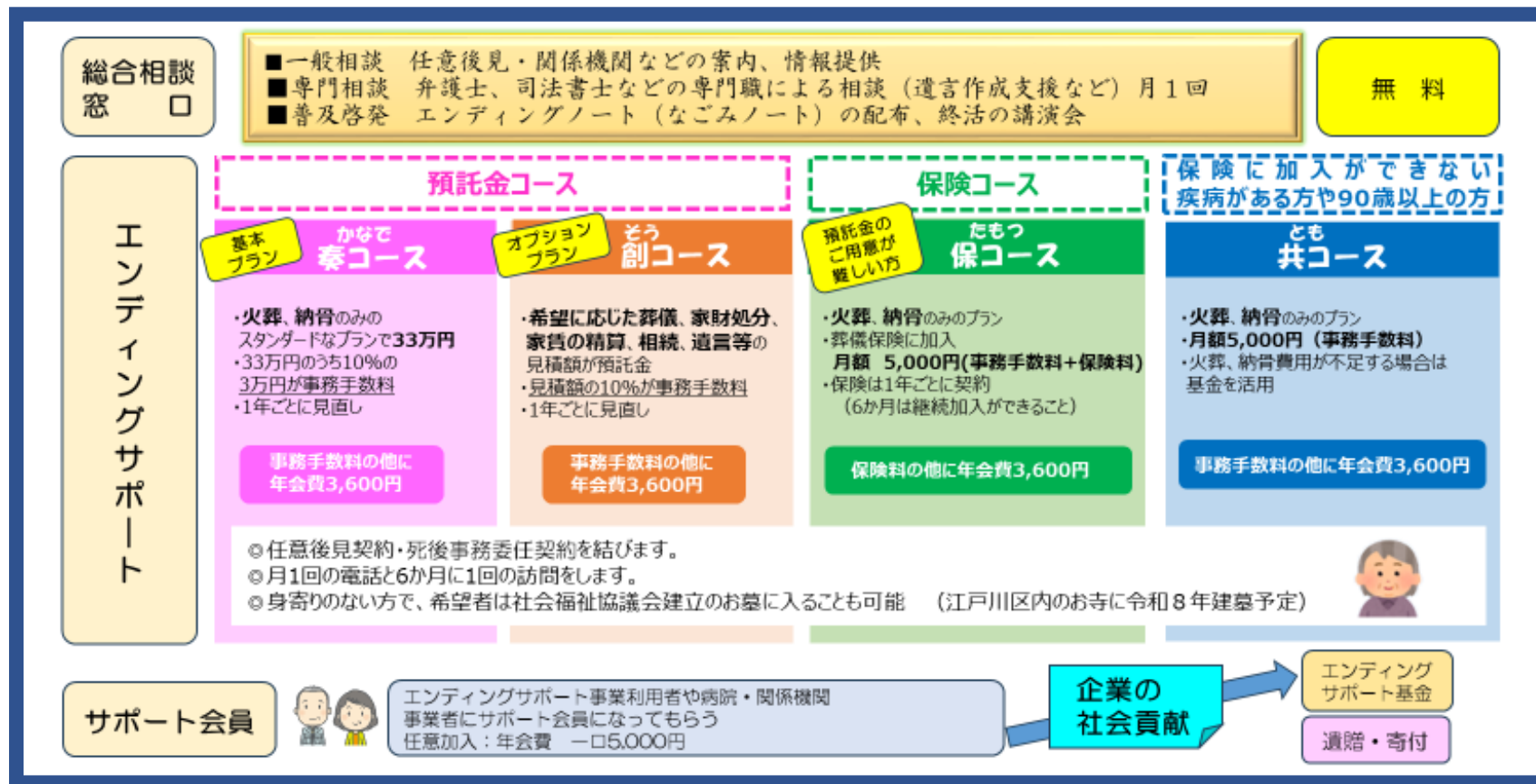
※区では改正前から居住支援協議会を設置し、住宅施策と福祉施策の連携を実施



厚生労働省資料から

10期に向けた区の取組

- 区では社会福祉協議会に委託し、**つながるエンディングサポート事業**を令和8年7月に開始した。
- この事業により、高齢者の将来の不安を解消するとともに、定期的な見守り支援による孤立死の予防、預託金による残置物の処理など、大家の高齢者への賃貸に対する抵抗感の低減にもつながる。



10期に向けた区の実組

また、以下の取組に注力し高齢者への安定的な住まいの提供を行う。

●居住サポート住宅

区では、大家と居住支援法入と連携を図りながら、居住サポート住宅の認定を行うとともに、60歳以上の単身高齢者を受け入れる大家に対する補助を令和8年度内から開始予定。

●UR賃貸住宅を活用した自立支援スキム

区では、独立行政法入都市再生機構と連携し、高齢者等に対する生活支援や就労支援を行う居住支援法入等にUR賃貸住宅の空き住戸を低額で賃貸する取組（自立支援スキム）を実施。

●住み替え相談会の拡充

住宅確保要配慮者の住まい探しの担い手である居住支援法入が、新たに住み替え相談会の実施主体となり、月1回の通年実施とすることで、相談体制を拡充する。

●空き家の活用

不動産業界との協定により、空き家の有効活用を目的とする取組を実施予定。

高齢者の住まいについてのまとめ

★今後、単身高齢者の賃貸暮らしが増加する見込み。

防災について

- 単身高齢者の増加により、災害時に支援を必要とする要配慮者が増加する可能性がある。
- 災害時の不安を解消することが幸福度の向上に寄与する可能性があるため、引き続き個別避難計画の作成に注力する。

住まいについて

- 現在の住まいに「住み続けられる」と回答したの方が、「住み続けられない」と回答した方より有意に幸福度が高く、不安を解消することが幸福度の向上に寄与する可能性がある。
- 住宅の安定的な供給のために「つながるエンディングサポート事業」に取り組むほか、引き続き居住支援協議会等と連携し貸主と借主のマッチングを推進する。

 これらの取組を通じて幸福度の向上を目指す

03 介護サービス基盤 の整備について

施策の取組結果

●施策の柱「安心と信頼のサービスづくり」の重点施策

中長期を見据えたサービス基盤の整備

特別養護老人ホーム及び 介護老人保健施設の大規模改修の支援

既存施設の大規模改修に係る費用の一部を補助。

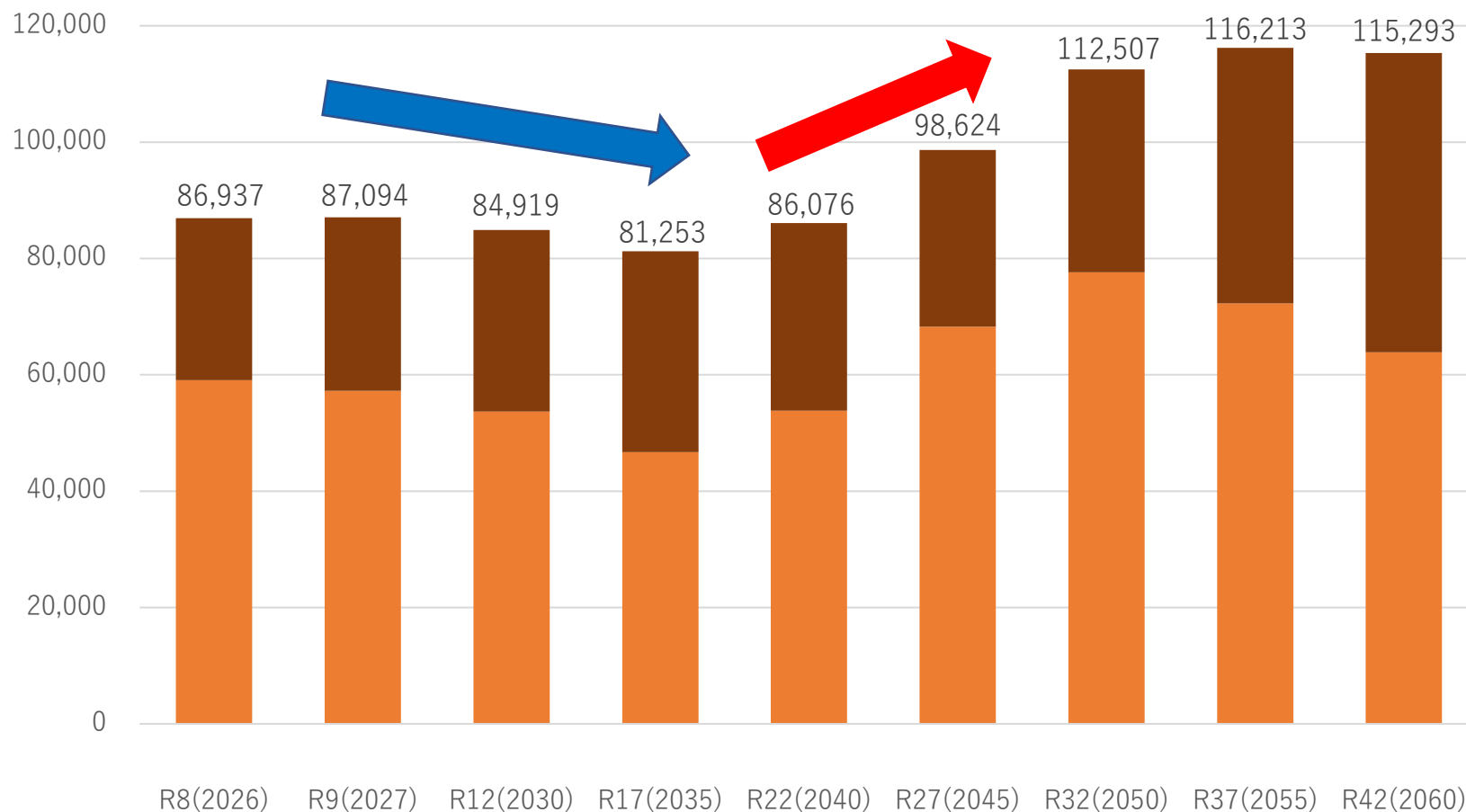
9 期中の支援	
特別養護老人ホーム	3 施設
介護老人保健施設	1 施設

地域密着型サービス等の計画的な整備

9 期中の整備	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1 か所 (定員18人) ※北小岩圏域
小規模多機能型居宅介護	1 か所 (定員29人) ※北小岩圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1 か所 (定員29人) ※二之江圏域

区の75歳以上の人口推移・推計

- 介護が必要となる可能性が高い75歳以上人口は、減少傾向が続いた後、令和22年（2040年）以降は増加が見込まれる。
→ 今後10年の減少傾向を踏まえて、介護サービス基盤の整備を検討する必要がある。



■ 75～84歳
 ■ 85歳以上

※人口は、住民基本台帳（各年度10月1日）現在。令和8年は3月1日現在

※令和9年（2027年）は、コーホート要因法による推計（今後、令和8年10月1日の実績をもとに更新予定）

介護保険施設と介護付き有料老人ホームの整備状況

国の方向性

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

(厚生労働省 令和8年3月9日「第134回社会保障審議会介護保険部会」抜粋)

- 有料老人ホーム等が介護需要の受け皿となっている状況を適切に介護保険事業計画に反映する。

各施設の整備状況と需要見込み

		特別養護老人ホーム (特養)	介護老人保健施設 (老健)	介護医療院	介護付有料老人ホーム
主な対象者		要介護者	病状が安定し、 入院の必要がない要介護者	長期療養が必要な要介護者 (医療度が高い)	介護専用型：要介護者 混合型：自立～要介護者
提供サービス		日常生活支援（介護）			
			+リハビリ	+長期療養のための医療	
8期の施設数・定員		22か所 1,861人	10か所 933人	2か所 126人	47か所 3,015人
9期中の増減		+2か所 +225人	▲1か所 ▲51人	—	+3か所 +156人 ▲2か所 ▲98人
施設数・定員 (令和8年7月現在)		24か所 2,086人 地域密着型を含む ※令和9年に1か所100人開設予定	9か所 882人	2か所 126人	48か所 3,061人 地域密着型を含む 内1か所が12人減床
見込み量 (定員との差)	令和11年	2, 243人 (▲157人)	934人 (▲52人)	89人 (+43人)	2, 116人 (+945人)
	令和22年 (2040年)	2, 663人 (▲577人)	1, 104人 (▲222人)	102人 (+24人)	2, 358人 (+703人)

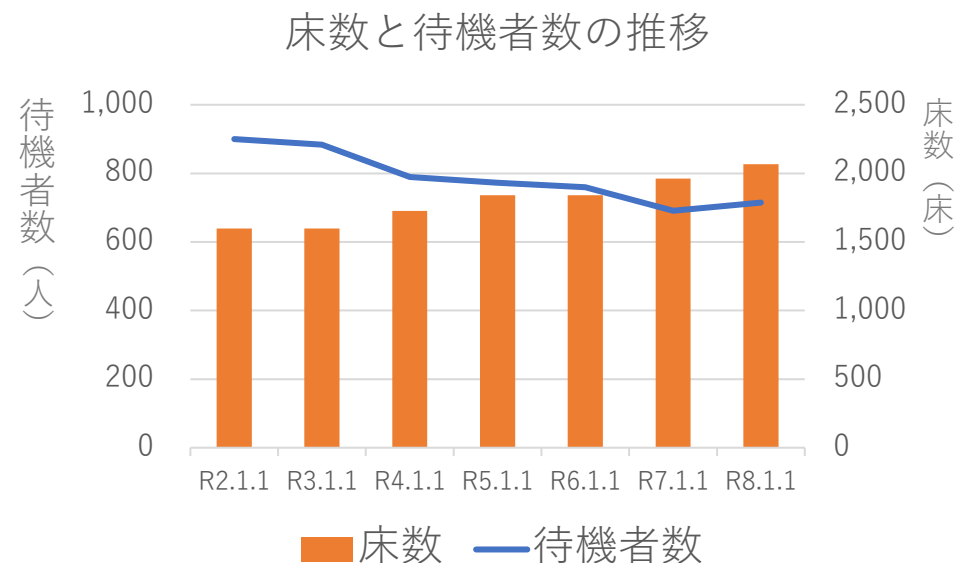
※見込み量…自然体推計（近年の要介護認定率や介護サービス利用率の推移が、今後も続くと仮定して未来の数値を予測するもの）を、施策の実施による影響を考慮し修正（施策反映）した値を使用（地域包括ケア「見える化」システム）。令和8年7月現在。

➡ 9期では、新規整備の目標設定をしなかった。見込み量から、特養と老健は不足、介護医療院と介護付有料老人ホームは余剰が見込まれる。そのため、特養と老健の整備の方向性を検討していく。

特別養護老人ホームの待機者と床数の推移

- 令和8年3月現在の特別養護老人ホーム入所待機者は715人。
- 待機者のうち、6か月以上待機する方は327人で45.7%、1年以上は79名で11.0%となっている。
- 床数の増加に伴い待機者は減少傾向にあるが、減少数は、増床数よりも低くなっている。

待機者数	うち、待機期間が…		
	3か月以上	6か月以上	1年以上
715人	457人	327人	79人
100.0%	63.9%	45.7%	11.0%



	開設しない年	開設した年
減小数	-14.5	-39
増床数	—	117.25

➡開設した年は0.3人/床程度の減少が見込まれる

特別養護老人ホーム待機者の受け皿

以下のとおり、待機者の状況を分析していく。

- 6 か月以上待機している327人から、「自己都合による入所辞退者数」と「開設予定の特養の定員数」を除くと114人となる。
- この114人を実質的な待機者と考え、特養入所までの受け皿を検討していく。

	6 か月以上待機者の内訳
6 か月以上待機者 (A)	3 2 7 人
自己都合による入所辞退者※ (B)	1 1 3 人 〔年間6.17人／施設×24施設×（100－入院中23.5）％〕
実質の6 か月以上待機者 (C)	2 1 4 人 〔A－B〕
令和9年10月 開設予定特養の定員 (D)	1 0 0 人
開設後の6 か月以上待機者	1 1 4 人 〔C－D〕

※「自己都合による入所辞退者数」は、介護保険サービス事業者調査による

特別養護老人ホーム待機者の受け皿

介護老人保健施設

- 中長期的には不足が見込まれるが、令和8年3月の稼働率は88.3%。
また、9期中に事業廃止が1施設、運営法人の吸収合併が1施設あった。
- リハビリ等により在宅復帰を目指す施設のため、3か月前後で在宅復帰の可能性等を評価し、次の3か月の方針が検討される。なお、医療的ケアの実施や看取り対応など多様なニーズにも応えている。
- その結果、継続利用となるケースも多く、平均在所日数は310日※となっている。
※平均在所日数：厚生労働省 令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会（第1回）資料
- 老健の入所者の中には、特養への入所を待機している方もおり、区内では令和8年3月現在で152人（21.3%）にのぼる。
老健は在宅復帰を目指す施設ではあるが、現実として特養へ入所するまでの居場所にもなっている。

特別養護老人ホームへの 入所待機場所	人数（人）	割合（%）
自宅	243	34.0
病院	217	30.3
介護老人保健施設	152	21.3
その他	103	14.4

特別養護老人ホーム待機者の受け皿

介護付き有料老人ホーム

- 有料老人ホームは、医療的ケアの必要な高齢者も住み続けられる住まいの選択肢となっている。
- 特養待機者の受け皿としては、359人が見込まれる。
- 特養に比べ費用が高額な傾向にあることから、区では6か月以上待機している方に対して、介護付き有料老人ホームに入居しながら待機をする場合、居住費の一部を補助している。

	介護付き有料老人ホーム
定員	3, 0 6 1 人
空き状況 (A)	3 0 6 人 〔3,061人 × (100－稼働率90.0) %〕
新規入居者 (B)	4 8 0 人 〔3,061人 × 新規入居率15.7%〕
空室 + 新規入居者 (A + B)	7 8 6 人
要介護3以上の入居者数	3 5 9 人 〔786人 × 要介護3以上入居割合45.8%〕

※定員は令和8年7月現在、新規入居率は令和8年3月高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業報告書、稼働率・要介護3以上の入居割合は令和7年12月現在

特別養護老人ホーム待機者の受け皿

その他

- 「サービス付き高齢者向け住宅」や、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」においても、要介護度3以上の入居者の割合がそれぞれ22.3%、83.2%と、特養需要の受け皿となっている。

	サービス付き高齢者向け住宅	住宅型有料老人ホーム
概要	・ バリアフリー化され、安否確認、緊急時対応、生活相談サービス等の付いた住宅として、東京都に登録された住宅 ・ 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている住宅もある	・ 生活支援等のサービスが付いた居住施設 ・ 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能
施設数・定員	5 か所 112人（109戸）	14か所 427人
空き状況	4 人 〔112人 × (100 - 稼働率96.4) %〕	1 5 6 人 〔427人 × (100 - 稼働率63.4) %〕
要介護3以上の入居率	22.3%	83.2%

※施設数・定員は令和8年7月現在

※稼働率・要介護3以上の割合は、サービス付き高齢者向け住宅が「第10期区市町村介護保険事業計画作成のためのサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等に関する情報（令和7年7月1日現在）の提供について」を基に算出、住宅型有料老人ホームは令和7年12月現在

特別養護老人ホーム（特養）と介護老人保健施設（老健）の整備

- 特養については、前述の特養待機者の受け皿の状況を踏まえると、次期計画での新規整備の必要性は低いと考える。ただし、これは既存施設が持続可能な経営状況であることが前提である。
- 特養の経営状況について全国的なデータを見ると、定員規模が少ないと赤字施設の割合が高い傾向にある。
- なお、区内の既存施設では、定員規模が少なく築35年を超える施設がある。
- 既存施設を維持していくためには、大規模改修の他、例えば改築や建替えをする場合に6か月以上待機している実質的な人数を目安に増床を認める方法が考えられる。

（図表 7）定員規模別 特別養護老人ホーム（従来型）の経営状況

指標	29 人以下 (n=76)	30 人以上 59 人以下 (n=759)	60 人以上 79 人以下 (n=377)	80 人以上 99 人以下 (n=410)	100 人以上 (n=343)	全体 (n=1,965)
赤字施設割合 (%)	50.0	51.3	49.6	40.2	31.8	45.2

（図表 8）定員規模別 特別養護老人ホーム（ユニット型）の経営状況

指標	29 人以下 (n=1,321)	30 人以上 59 人以下 (n=631)	60 人以上 79 人以下 (n=443)	80 人以上 99 人以下 (n=602)	100 人以上 (n=634)	全体 (n=3,631)
赤字施設割合 (%)	40.0	30.6	33.9	23.9	20.5	31.5

福祉医療機構 2024年度特別養護老人ホームの経営状況について

- 老健については、特養待機者の受け皿としての活用を踏まえ、次期計画中に状況を分析し、整備の必要性を検討していく。

地域密着型サービスの基盤整備

国の方向性

- 中長期的な介護ニーズの見通し等を把握し、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、**地域密着型サービスの整備を促進する**など、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討する。
- 地域密着型サービスを地理的配置バランスも勘案して整備することなどを考慮しながら、必要なサービスの種類ごとの量の見込み及び**2040年度を含む中長期的な推計**を定める。
- できる限り、日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、日常生活圏域ごとに均衡のとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を確保する。

令和8年6月29日第135回社会保障審議会介護保険部会 基本指針（案）抜粋

地域密着型サービスの基盤整備

● 主な地域密着型サービスの整備状況と需要見込み

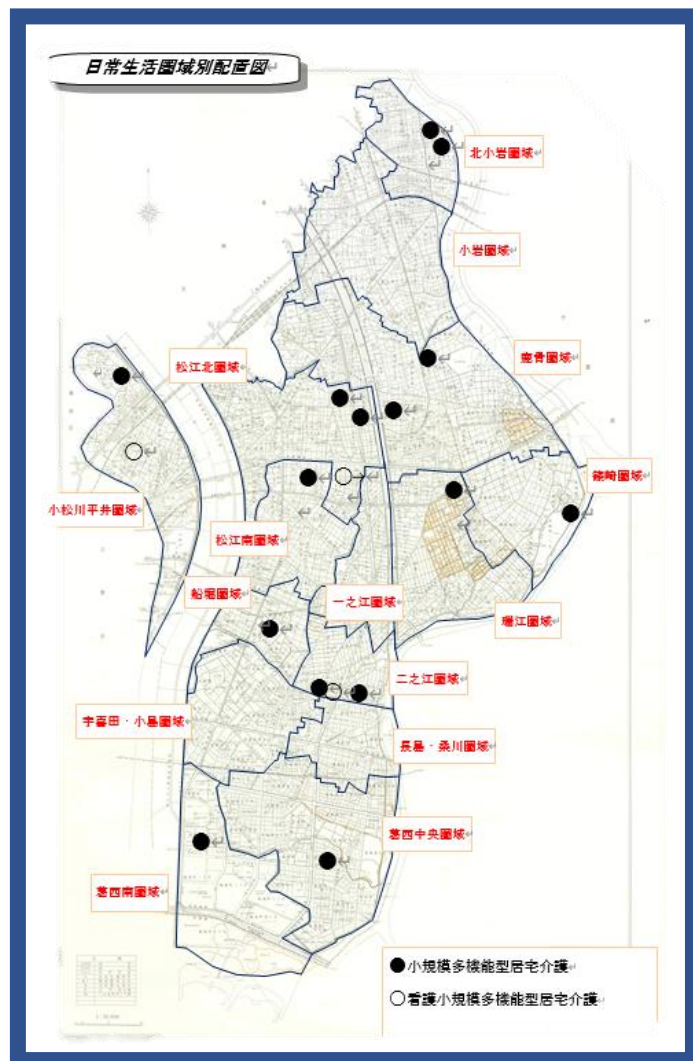
		認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
提供サービス		日常生活支援（介護）	・ 通い ・ 短期宿泊 ・ 訪問介護	・ 通い ・ 短期宿泊 ・ 訪問介護 ・ 訪問看護
8 期の施設数・定員		42か所 753人	14か所 390人	2か所 83人
9 期中の増減		+ 1 か所 +18人 (北小岩圏域)	+ 1 か所 +29人 (北小岩圏域)	+1か所 +29人 (二之江圏域)
施設数・定員 (令和 8 年7月現在)		43か所 771人	15か所 423人	3か所 83人
見込み量 (定員との差)	令和11年	7 8 4 人 (▲ 1 3 人)	3 5 2 人 (+ 7 1 人)	3 9 人 (+ 4 4 人)
	令和22年 (2040年)	8 7 8 人 (▲ 1 0 7 人)	3 8 9 人 (+ 3 4 人)	4 4 人 (+ 3 9 人)

※見込み量は、令和 8 年7月現在。（地域包括ケア「見える化」システム）

- ➡ 認知症高齢者グループホームは、今後不足が見込まれる。
そのため、次期においても空白圏域を中心に整備を進めていく必要がある。

地域密着型サービスの基盤整備

● 日常生活圏域ごとの需要見込み（小規模多機能型居宅介護）



圏域	整備数	需用見込み (人/月)
北小岩	2	17
小岩	0	43
鹿骨	2	40
瑞江	1	29
篠崎	1	20
松江北	2	29
松江南	1	20
一之江	0	12
船堀	1	15
二之江	2	11
宇喜田・小島	0	28
長島・桑川	0	10
葛西南部	1	12
葛西中央	1	33
小松川平井	1	33
合計	15	352

● 小規模多機能型居宅介護は9期中に1か所整備したことで、15圏域に対し区全体で15か所となった。

● 需要見込みを圏域ごとに見ると、空白圏域などで偏在がみられる。

※ 需用見込み：全体数に圏域ごとの75歳以上割合を乗じて算出

地域密着型サービスの基盤整備

●区内配置状況（小規模多機能型居宅介護）



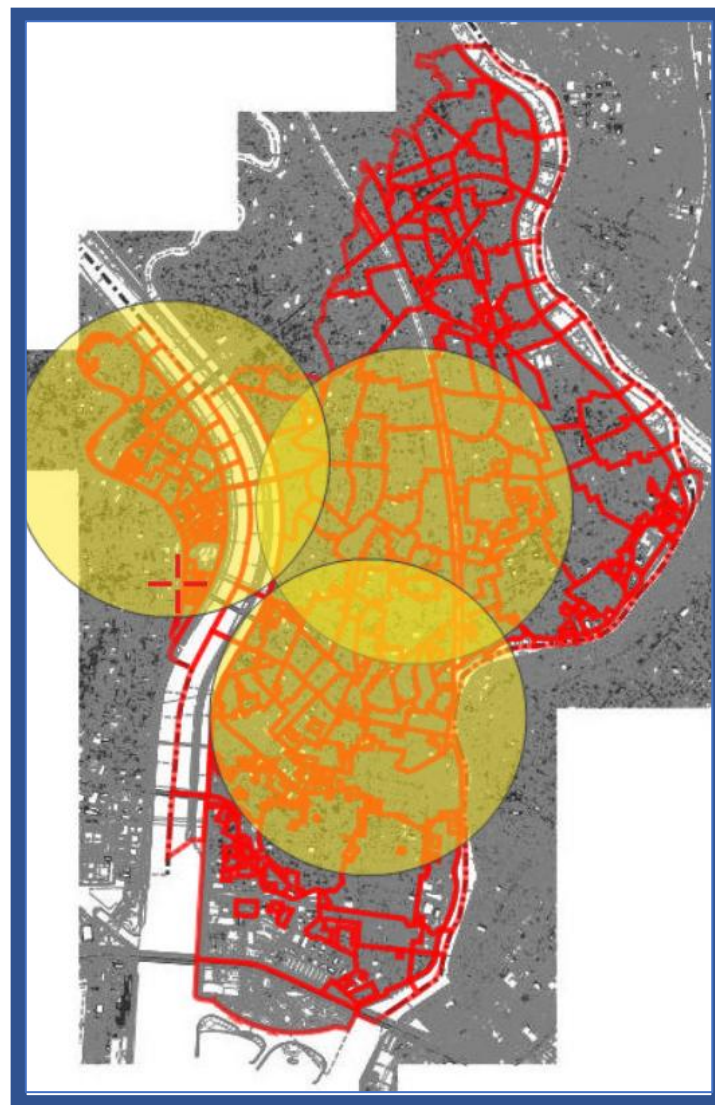
- 一方、事業所を中心に半径 2 km の範囲で見ると、区全域をほぼカバーできている。
- 地域包括ケアシステムでは、おおむね 30 分以内にサービスが提供されることを想定しており、区全体で見れば必要な整備は進められてきている。
- 次期計画においては、地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえ、今後の整備の方向性について検討していく。

地域密着型サービスの基盤整備

●圏域ごとの需要見込み及び区内配置状況（看護小規模多機能型居宅介護）

圏域	整備数	需用見込み (人/月)
北小岩／小岩	0	7
鹿骨	0	4
瑞江／篠崎	0	5
松江北／松江南 ／一之江	1	7
船堀／二之江 ／宇喜田・小島 ／長島桑川	1	7
葛西南部 ／葛西中央	0	5
小松川平井	1	4
合計	3	39

※需用見込み：全体数に圏域ごとの75歳以上割合を乗じて算出



- 看護小規模多機能型居宅介護は需用見込みを圏域ごとにみると、空白圏域などで偏在がみられる。
- 事業所を中心に半径2 kmの範囲でみると、空白圏域はカバーできていない。
- 9期に引き続き、空白圏域への整備を進めていく必要がある。

介護サービス基盤の整備についてのまとめ

★今後10年の75歳以上の人口減少傾向を踏まえ、介護サービス基盤を整備する。

介護保険施設、介護付き有料老人ホーム

- 次期計画では、新規整備の必要性は低いと考えられる。
- ただし、特養については、区内の既存施設が持続可能な経営状況であることが前提である。
- 特養は定員規模が少ないと赤字施設の割合が高い傾向にあることや、定員規模が少なく築35年を超える施設があることを踏まえ、例えば改築や建替えをする場合に6か月以上待機している実質的な人数を目安に増床を認める方向としてはどうか。

地域密着型サービス

- 認知症高齢者グループホームは利用者増が見込まれることから、空白圏域を中心に今後も整備を進める。
- 小規模多機能型居宅介護については、区全体の必要数は満たしているが、次期計画においては、地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえ、今後の整備の方向性について検討していく。
- 看護小規模多機能型居宅介護については、必要数は満たしているが地域の偏在がある。それを解消するため、継続して整備を進める。

04 成果指標の検討

高齢者の住まいと介護サービス基盤の整備の成果指標の検討

- 高齢者の住まいと介護サービス基盤の整備の成果指標として、以下の指標を設定し効果の検証を行う。
- 次回基礎調査ではこの指標について詳細に実態把握できる設問を検討する。

成果指標	目標			目標
これから先も江戸川区に住み続けたい割合 ※	増加 ↑	➡	幸福度	上昇 ↑
災害時に「自力で避難することができず、助けてくれる人が見当たらない」割合	減少 ↓	➡		

※ 9期では江戸川区民世論調査の「江戸川区にずっと住み続けたい」割合を設定したが、10期では令和7年度基礎調査で設定した設問を使用する。

介護人材確保と生産性向上



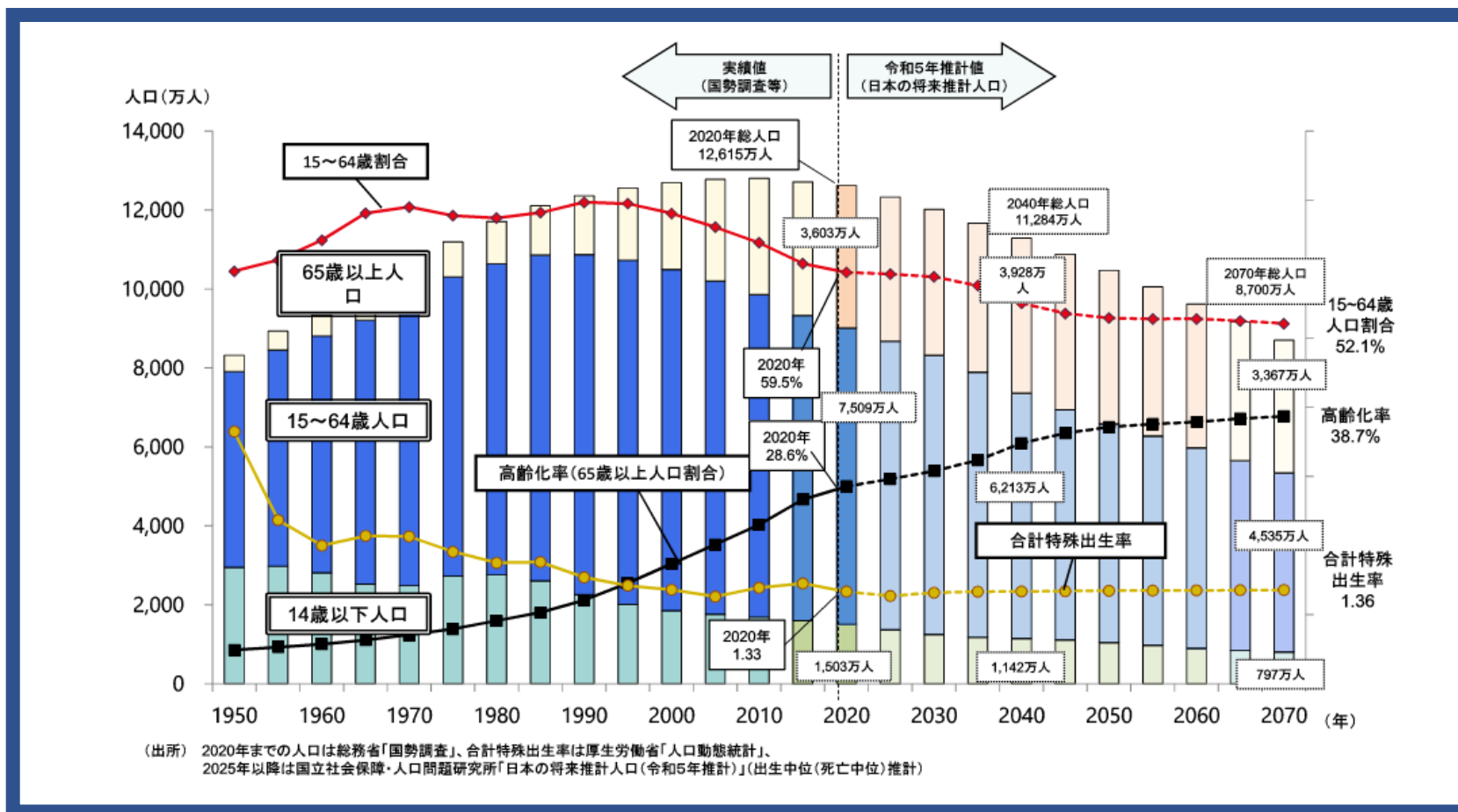
目次

- 01 介護人材を取り巻く状況
- 02 9期計画の取組結果
- 03 10期計画での方向性と区の取組

01 介護人材を取り巻く状況

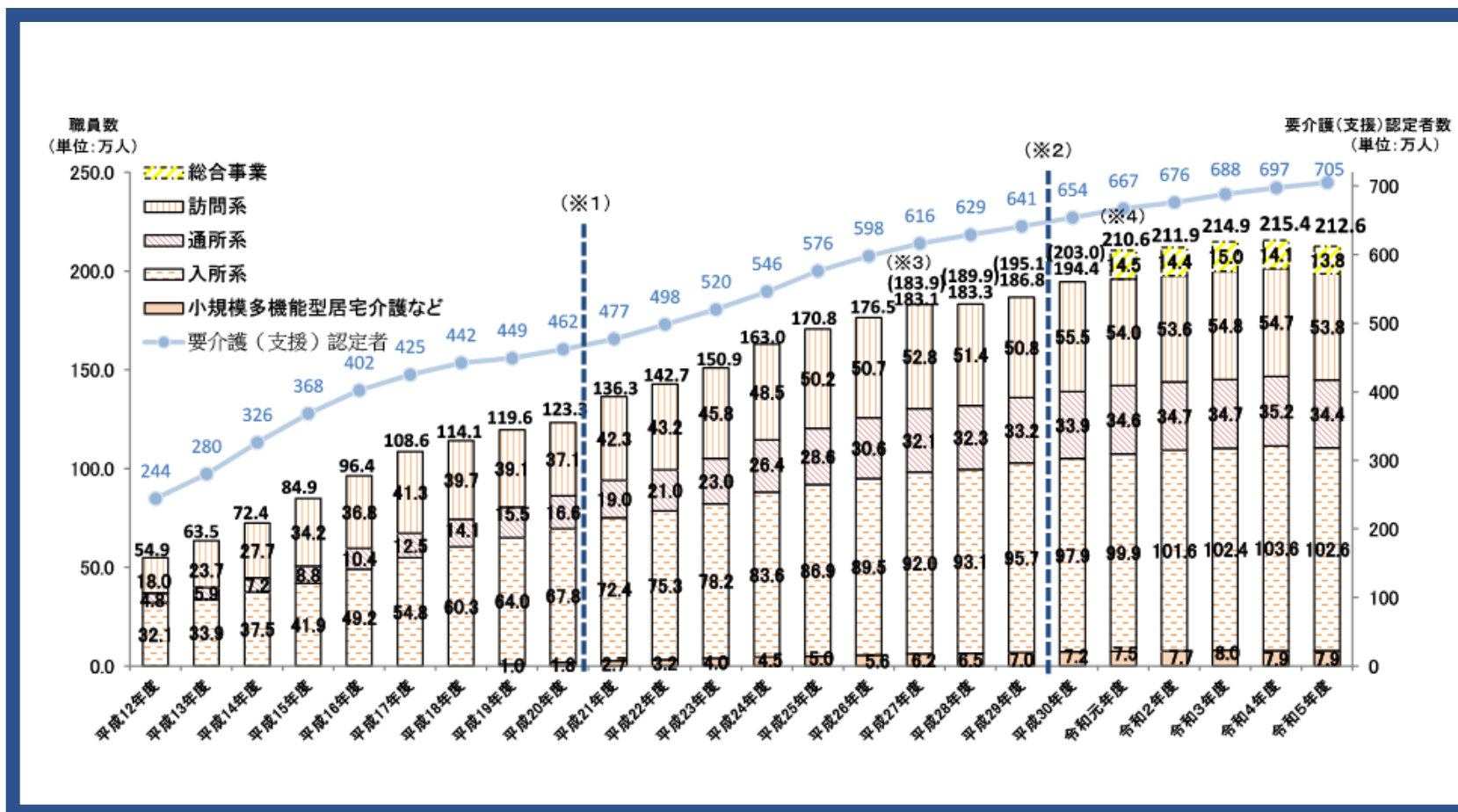
日本の人口の推移

- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み**高齢化率は39%に、生産年齢人口は52.1%**になると推計される。



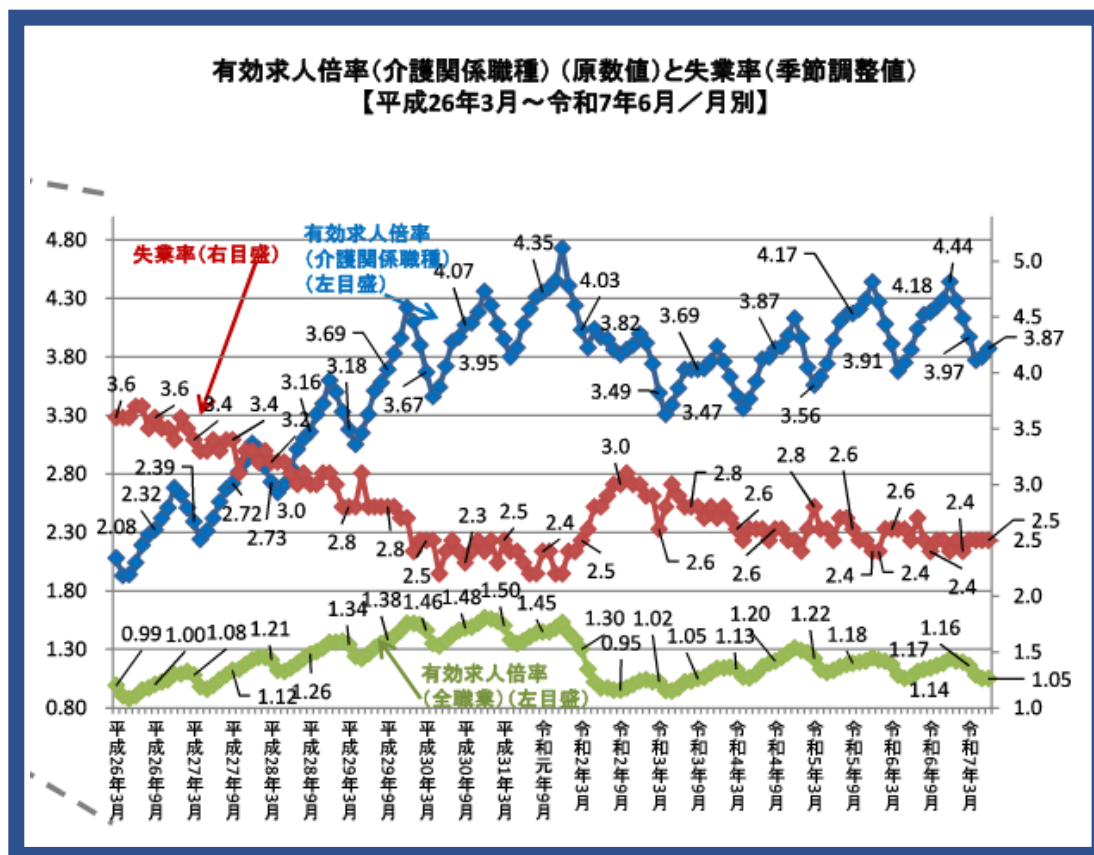
介護職員数の推移

- 介護職員数は要介護（要支援）認定者数の増加に応じて増加傾向となっている。



介護関係職種の有効求人倍率の推移

- 少子高齢化で働き手は減少する一方介護需要は増加しており、**介護関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移している。**



	介護関係職種	全職種
全国	3.87	1.05
東京都	7.48	1.38

都の数値は、職業安定業務統計(令和5年4月)から

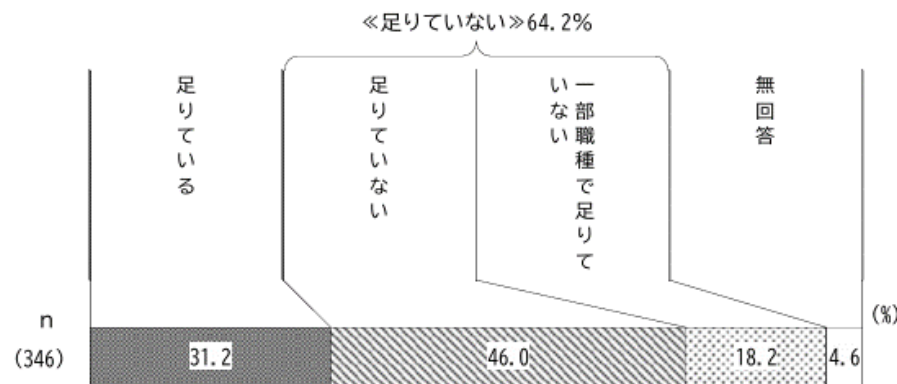
深刻な人手不足

【国データ】第3回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会資料から

区内事業者の状況

- 区内の事業者でも介護職員の充足状況を「足りていない」、「一部足りていない」としている事業者が**64.2%**となっている。
- 足りない理由としては「**応募者が少ない**」が**最も多く**、採用に困難を感じている実態がうかがえる。

図表3-1 介護職員の充足状況（単数回答）



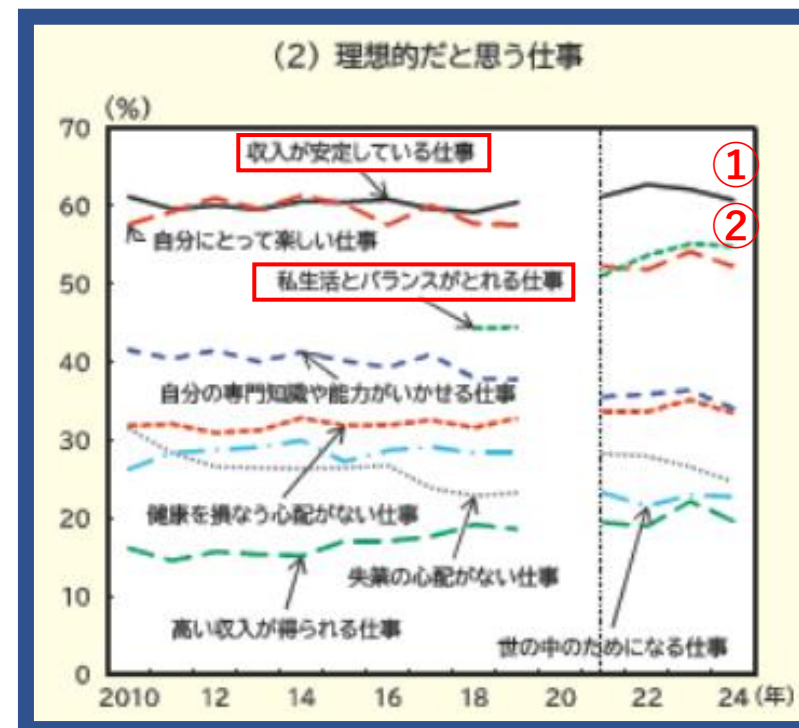
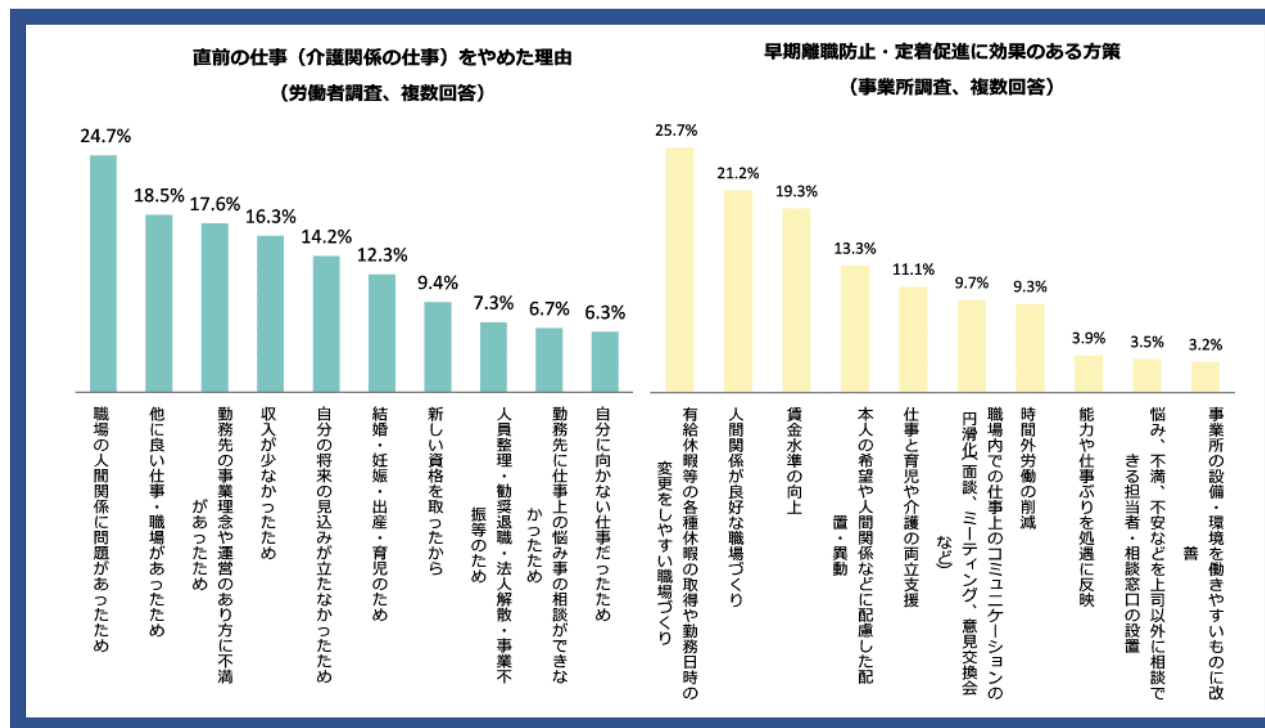
図表3-2 介護職員が足りていない理由（複数回答）



（区データ）令和7年度熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査から

介護職員の離職理由と離職防止対策

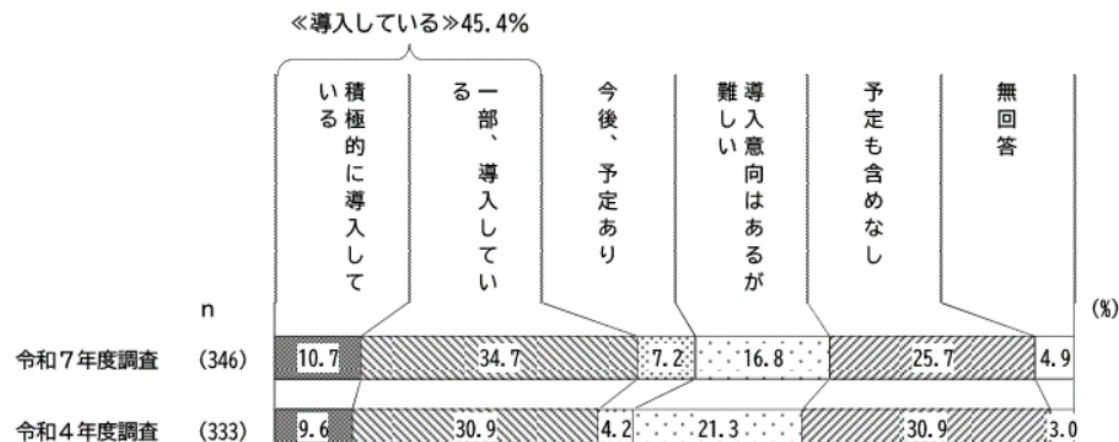
- 離職理由で最も多いのは「職場の人間関係に問題があったため」。
- 早期離職防止・定着促進に効果のある方策として「各種休暇の取得や勤務日時を変更しやすい職場づくり」、「人間関係が良好な職場づくり」。
- 全業種を対象にした、「国民生活に関する世論調査」（内閣府調査）では理想的だと思う仕事について、①「収入が安定している」、②「私生活とバランスの取れる」仕事の割合が近年高い傾向にある。



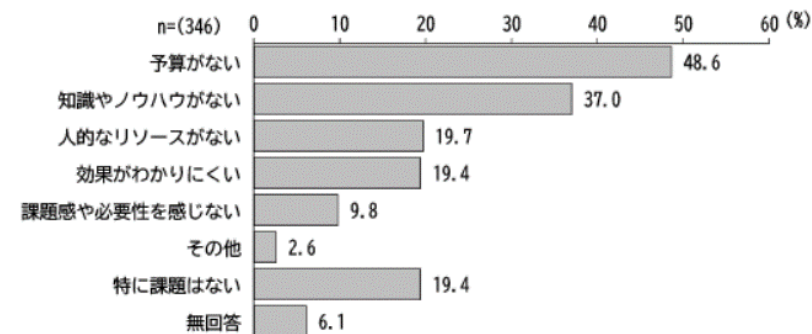
区内事業者のICT・介護ロボットの導入状況

- 「積極的に導入している」、「一部、導入している」事業者は**45.4%**となっている。
- ICTや介護ロボットの導入にあたっての課題は、「**予算がない**」**48.6%**、「**知識やノウハウがない**」**37.0%**、「**人的なリソースがない**」**19.7%**となっている。

図表8-1 ICTや介護ロボットの導入状況・今後の意向（単数回答）



図表8-2 ICTや介護ロボット導入にあたっての課題（複数回答）

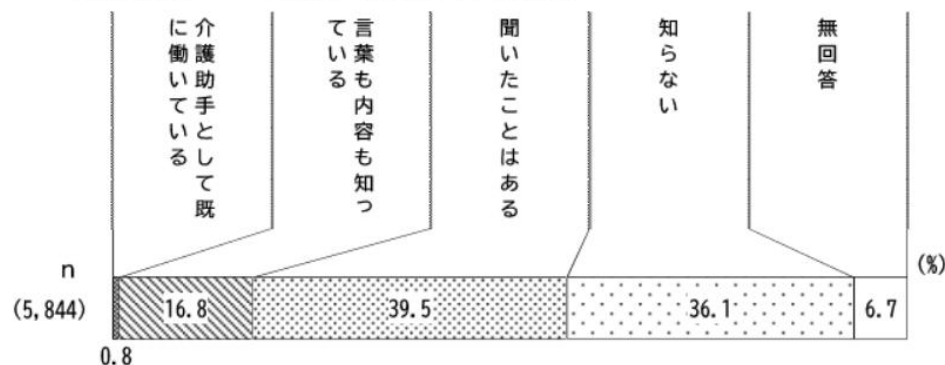


（区データ）令和7年度熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査から

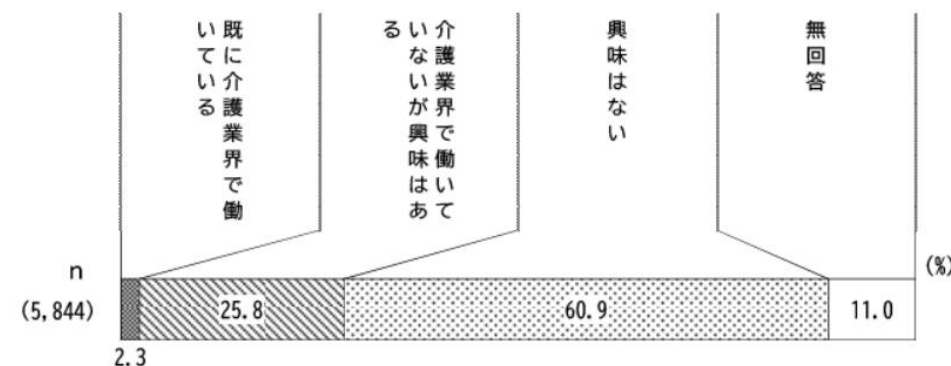
介護助手について

- 介護助手について「聞いたことはある」が39.5%で最も高く、次いで「知らない」が36.1%、「言葉も内容も知っている」が16.8%、「**介護助手として既に働いている**」は0.8%となっている。
- 介護業界での就労への興味は、「興味はない」が60.9%で最も高いが、「**介護業界で働いていないが興味はある**」とする人は**25.8%**（4人に1人）いる。

図表5-13 「介護助手」という言葉の認知度（単数回答）



図表5-14 介護業界での就労への興味（単数回答）



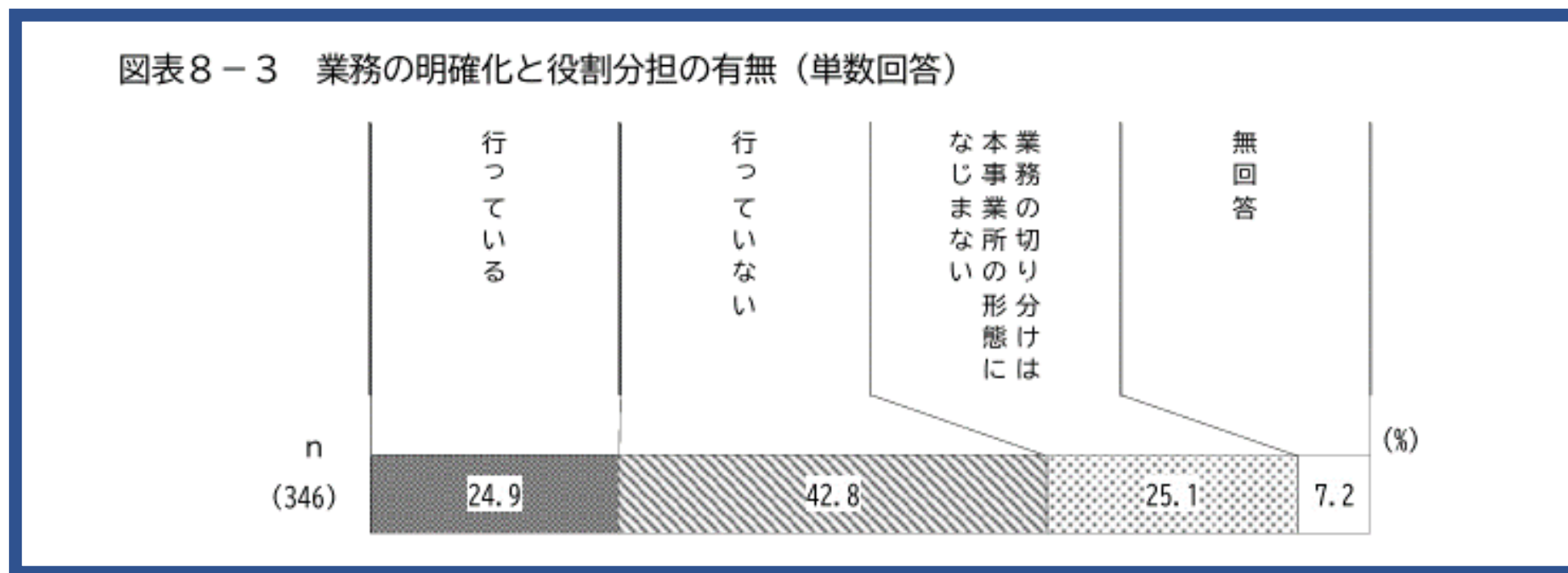
（区データ）令和7年度熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査から

介護助手とは・・・

事業所の業務を「専門的業務」と「補助的業務」に切り分け、主に補助的業務を担うスタッフが「介護助手」。介護の専門職が利用者のケアに集中できる。

区内事業者の業務切り分けの状況

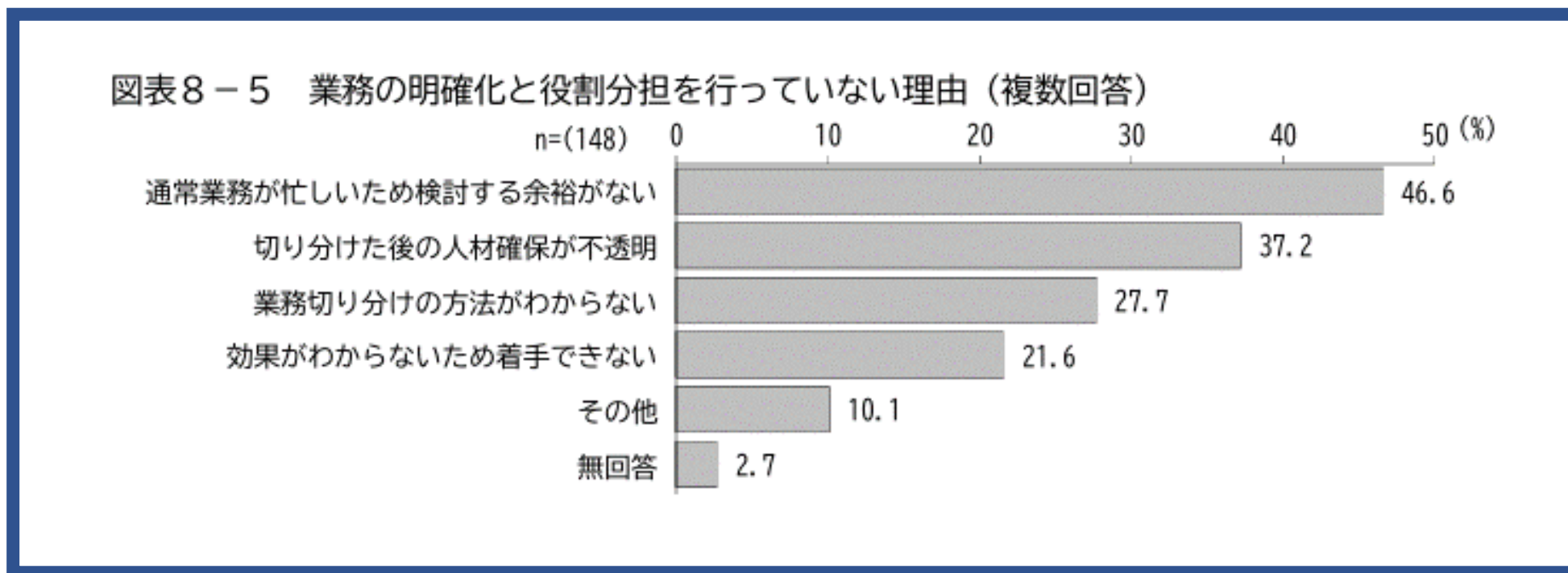
- 業務の明確化と役割分担を「行っている」事業者は24.9%に対し、「行っていない」事業者は**42.8%**となっている。



（区データ）令和7年度熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査から

区内事業者の業務切り分けの状況

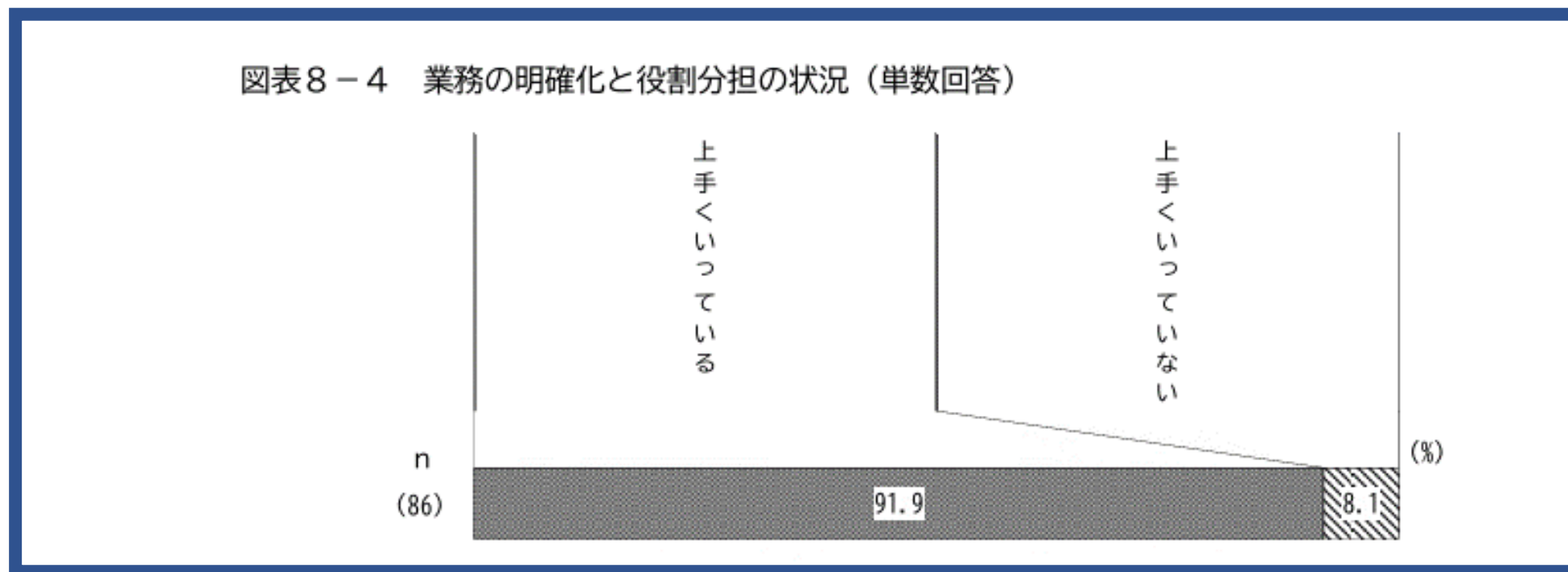
- 業務の明確化と役割分担を行っていない理由は、「通常業務が忙しいため検討する余裕がない」46.6%、「切り分けた後の人材確保が不透明」37.2%、「業務切り分けの方法がわからない」27.7%、「効果がわからないため着手できない」21.6%となっている。



（区データ）令和7年度熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査から

区内事業者の業務切り分けの状況

- 業務の明確化と役割分担を行っている事業者の内、「上手くいっている」は91.9%であり、高い割合で効果を感じている。



（区データ）令和7年度熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査から

基礎調査等から見える課題と方向性

- 介護関係職種を希望する人が少ないことが、採用難の原因の一つと考えられる。そのため、この職種の魅力発信等により、入職希望者を増加させることが必要である。
- 職場への定着（離職防止）のためには、職場内の人間関係や休みのとりやすさなど、働きやすい職場環境の整備が必要である。
- 業務改善にはICTの活用が有用であるが、費用面や知識不足によりICT化が進んでいない。そのため、助成金の活用やICTに対する知識の普及が必要である。
- 高齢者の4人に1人が、「介護業界で働いていないが興味はある」ことを踏まえ、興味から就職につながる取組みが必要である。
- 業務の切り分けを行えていない理由は、「多忙であること」以外では、「切り分け後の人材確保」や「切り分けの方法」がわからないが多い。そのため、適切な人材の確保と事業者とのマッチング、業務切り分けの支援が必要である。

東京都等の取組

- なお、東京都や東京都福祉保健財団、東京都社会福祉協議会においても介護人材の確保や定着支援、生産性向上等の様々な取組が行われている。

事業名	実施主体	事業内容
ふくむすび	東京都	東京都が運営するwebサイトで、東京都福祉事業所情報、事業所の求人情報、就職イベント・研修情報、ふくコラム（現場のリアルな状況）、自治体による人材確保支援策を発信している。
介護サポート センターTOKYO	東京都 福祉保健財団	介護現場改革促進事業として行っており、介護施設・事業所に対し生産性向上の支援を行うほか、事業所にキャリアパスの導入を促し、職員のキャリアアップ環境整備の実現等を通じて人材育成と定着支援を行っている。
東京都福祉 人材センター	東京都 社会福祉協議会	イベント等を通じた理解促進、無料の職業紹介等を通じた就業促進、従事者や事業所への相談・支援体制の整備、研修の場の提供等を通じた資質向上・定着促進、その他調査研究等5つの事業を柱としている。
福祉のお仕事	全国 社会福祉協議会	求職者が求人情報を検索、介護福祉士等の有資格者が離職した場合の届出情報を登録、事業所が事業所情報・求人情報を掲載することができ、福祉の仕事・職種・職場・資格就活等についての情報を提供している。

02 9期計画の取組結果

成果指標について

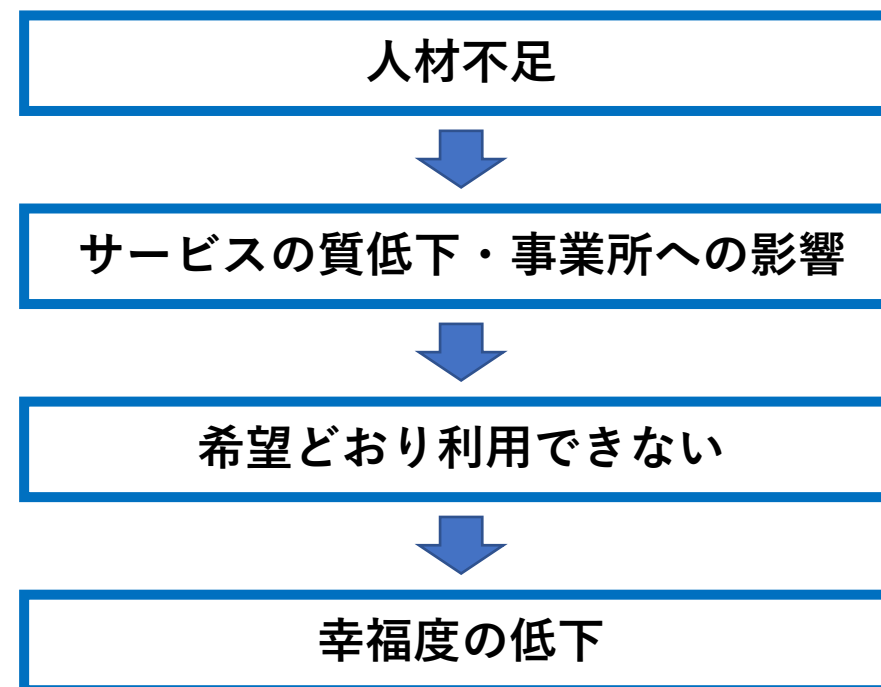
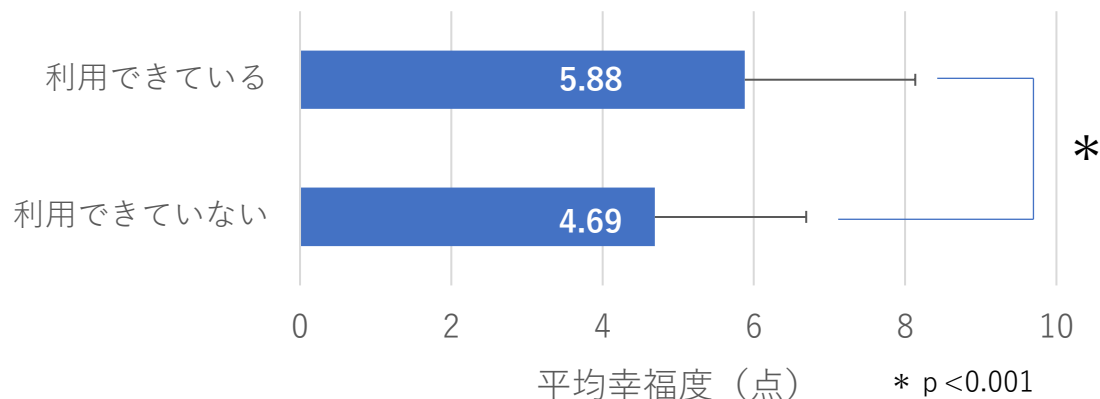
- 安心と信頼のサービスづくりの成果指標として第9期計画では介護保険サービス利用の満足度で「ほぼ希望通りに利用できている」割合の増加を設定した。
- 上記の割合は、前回の調査結果から変化はなかった。

	令和4年 数値	目標		令和7年 数値
介護保険サービス利用の 満足度で「ほぼ希望通りに 利用できている」割合	84.1%	増加↑	➡	84.1%

介護保険サービス利用の満足度と幸福度

- 希望通り利用できている方の平均幸福度は5.88点、希望通り利用できていないは4.69点であった。
- 希望通り利用できているほうが有意に幸福度が高かった。
- 人材不足は事業所のサービス低下や事業所の経営に影響を及ぼす。そして、それらは、サービス利用者に影響を与える。

	希望通り 利用できている	希望通り 利用できていない
平均 幸福度	5.88	4.69



施策の取組結果

介護福祉士育成給付金

介護福祉士資格の取得を目指す学生等に、区内介護事業所での就労を条件に経費を助成し、人材の確保及びキャリアアップを含めた育成・定着を図る。

	R 6	R 7	R 8(見込み)
計画値	50件	50件	50件
実績	72件	24件	30件

※養成施設ルート（養成施設への入学費用又は修学費用の助成）は返還対象者が増加したたこと等からR7で廃止

介護の担い手研修

介護現場に興味がある方や、介護事業所などで従事、またはボランティアを希望する方を対象に、介護の基本について学び、就業に関する事業者との相談会も行う。

	R 6	R 7	R 8(見込み)
計画値	130人	130人	130人
実績	90人	119人	130人

介護職員初任者研修等受講費用助成金

区内の介護人材確保に向けて、介護職員初任者研修、実務者研修を受講後、区内介護事業所で働く方へ受講費用の助成を行う。

	R 6	R 7	R 8(見込み)
計画値	50件	50件	50件
実績	53件	109件	70件

介護はじめてセミナー

家族の介護をしている方、これから介護に関わる方、介護の仕事やボランティアに興味のある方向けのセミナーを開催。

	R 6	R 7	R 8(見込み)
計画値	40人	40人	40人
実績	15人	33人	40人

施策の取組結果

福祉のしごと相談会・面接会

身近な地域において、福祉職場への就労意欲がある人材を掘り起し、求人施設や事業所と結び付けることで、福祉人材の確保を目的に開催。

	R 6	R 7	R 8(見込み)
計画値	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施

介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業

数継続して三年間事業所で働いた常勤職員に対し、奨励金を支給することにより、職員の定着を図る。

	R 6	R 7	R 8(見込み)
計画値	230人	230人	230人
実績	224人	143人	廃止※

※ 6年間実施したが、離職率の低下につながらなかったため廃止

介護職員宿舎借り上げ支援事業

福祉避難所の指定など区と災害協定を締結し、災害対応職員を配置する事業者等に宿舎借り上げの経費を補助することにより、人材確保と災害対策の推進を図る。

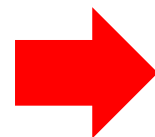
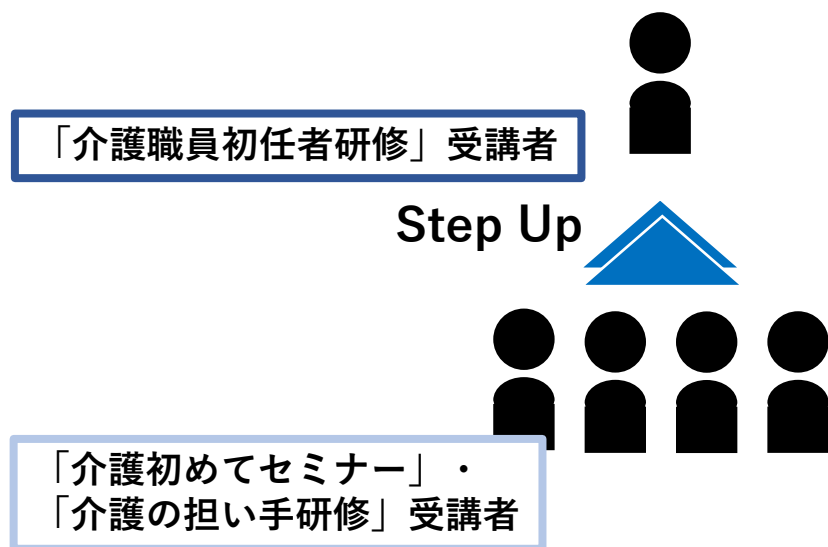
	R 6	R 7	R 8(見込み)
計画値	5 か所	5 か所	5 か所
実績	5か所	8か所	6か所

取組結果に対する考察

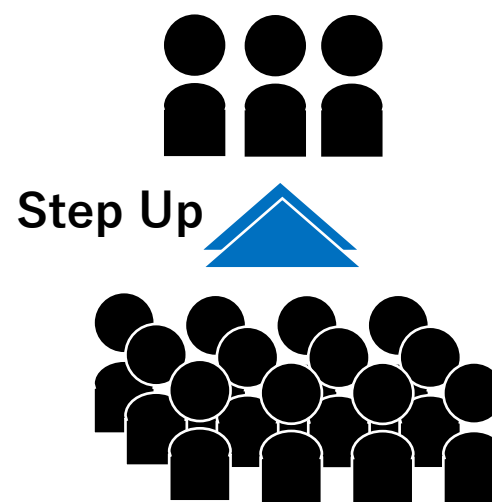
- 介護業界に関わるきっかけとなる、「介護はじめてセミナー」や「介護の担い手研修」で幅広い人材を集め、身体介護が可能となる「介護職員初任者研修」につなげていくことで、介護人材の確保に直結させることができる。
- これらの取り組みに注力することで、介護に関わる人を増やすことが必要と考えられる。

イメージ図

(今まで)



(これから)

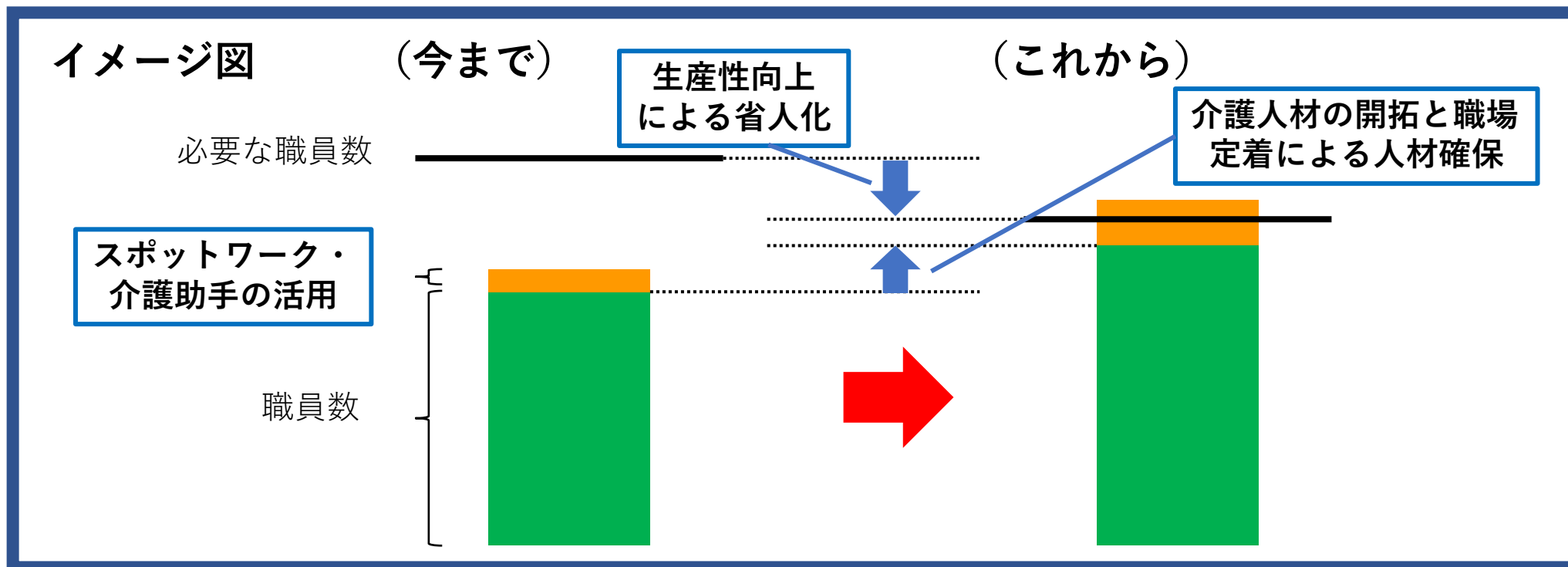


03 10期計画での方向性と 区の実組

取組の方向性

●介護事業所の人手不足解消のためには、人材確保と生産性向上に向けて以下の4点が必要となる。

- ① 介護人材の確保による入職者増
- ② 介護職員の職場への定着・育成による離職者減
- ③ 生産性向上（ICTの活用・業務の分担等）による必要職員数の減
- ④ 介護助手、スポットワークやボランティアの活用による介護職員の働きやすさの向上



取組の方向性

- 国の基本指針に基づくと、以下のように整理ができる。

介護人材の確保	職場への定着・育成
介護現場の人材確保の取組は、都道府県が主体※となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要。 市町村は、都道府県と連携し、都道府県が実施する施策の事業者への周知等を行うことが重要。	離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援の取組については、都道府県が主体※となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要。 市町村は、都道府県と連携し、都道府県が実施する施策の事業者への周知等を行うことが重要。
生産性向上	介護助手等の活用
生産性向上、経営改善支援の取組については、都道府県が主体※となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要。 市町村は、都道府県と連携し、都道府県が実施する施策の事業者への周知等を行うことが重要。	多様な人材の確保・育成を図るため、魅力的な就職先として介護分野を認識してもらうための情報発信や介護現場における周辺業務を担ういわゆる介護助手の活用等が重要である。 市町村は、必要な介護サービスの提供を確保するため、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組んでいくことが重要。

※令和8年の社福法等改正による改正後の介護保険法第5条第4項において、都道府県の責務として規定

都・国が行う主な取組

介護人材の確保

- 資格取得支援補助・奨学金
 - ・初任者研修、介護福祉士 等
- 住居費への負担軽減
 - ・居住支援特別手当、宿舍借上げ支援事業 等
- 人材の裾野拡大・マッチング
 - ・介護チャレンジ職場体験、100年活躍ナビ 等
- 外国人材の確保・受け入れ
- 加算
 - ・介護職員等処遇改善加算

職場への定着・育成

- 職場環境の改善
 - ・介護現場におけるハラスメント対策強化事業
 - ・介護事業者経営力強化等サポート事業
 - ・介護事業所等に対するサービス継続支援事業 等
- 外国人材の定着
 - ・コミュニケーション促進支援事業
 - ・介護施設等による留学生受入れ支援事業
- 資質の向上
 - ・現任介護職員資格取得支援事業 等

生産性向上

- 補助金等
 - ・デジタル機器導入やDX促進事業
 - ・組織、人材マネジメント支援
 - ・介護DX推進人材育成支援事業 等
- ケアプランデータ連携システム
- 加算
 - ・生産性向上推進体制加算
 - ・科学的介護推進体制加算

介護助手等の活用

- 人材の裾野拡大・マッチング（再掲）
 - ・介護チャレンジ職場体験、100年活躍ナビ 等
- 東京都区市町村介護人材対策事業

区で行う主な取組

介護人材の確保	職場への定着・育成
●初任者研修受講費用助成 ●介護職員宿舎借上げ支援事業補助金 ●介護初めてセミナー・入門的研修の実施 ●国・都事業の周知 ●介護の魅力発信 ●区内専門学校との連携	●実務者研修受講費用助成 ●ケアマネ資格取得費用助成 ●介護福祉士実務研修受講費用助成 ●国・都事業の周知
生産性向上	介護助手等の活用
●国・都事業の周知 ●業務切り分けの支援 ●区内介護事業者向けワークショップの開催 ●ケアプランデータ連携システムの導入・活用支援	●介護の魅力発信 ●入門的研修の実施 ●スポットワークの活用促進 ●シルバー人材センター等の活用

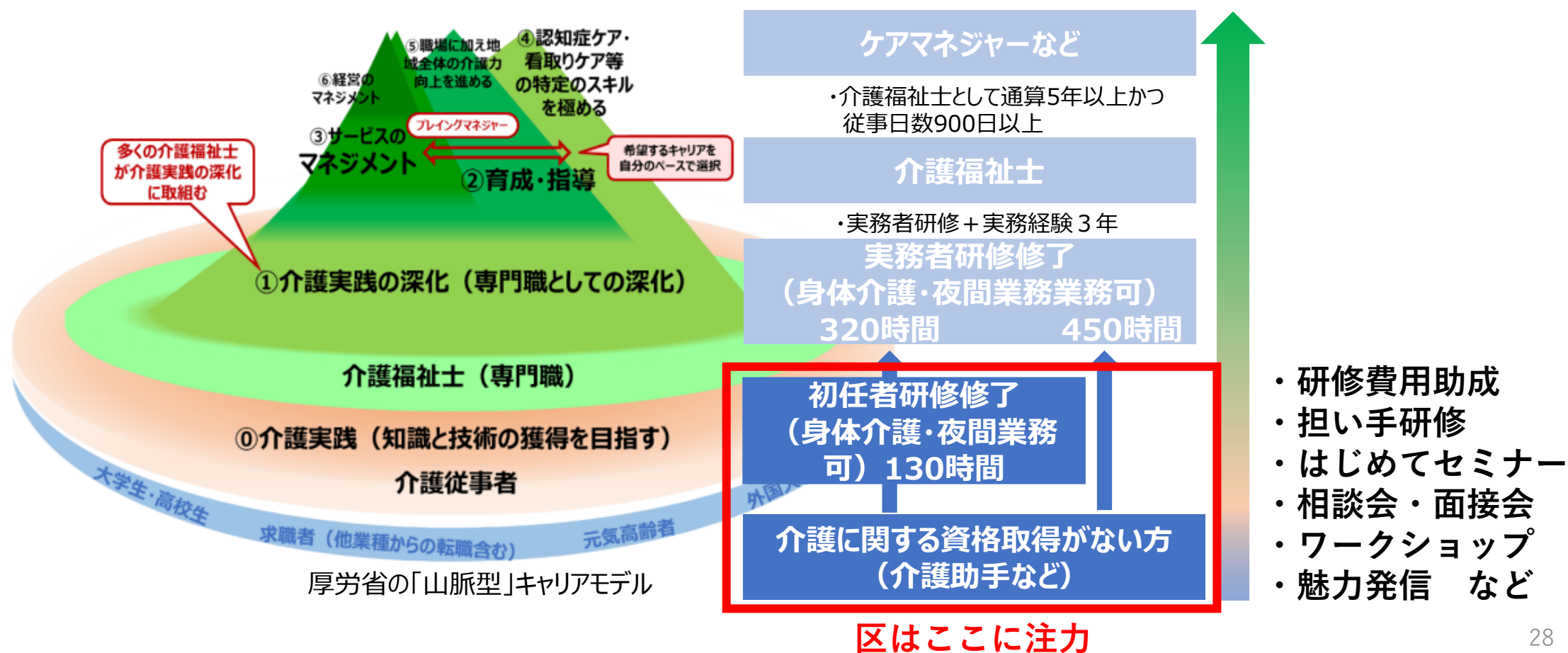
取組の方向性

- これまでの取組を継続しつつ、介護助手の確保と事業所へのマッチング、ボランティア、スポットワークの活用促進など介護に関わる人材の裾野を広げていく事業を実施に注力する。
- 介護助手と事業所とのマッチングのために、事業所に対し業務切り分けの支援を行う。
- また、都事業を区内事業所に**周知**し、区は**都事業ではカバーしきれないニーズに対応※**していくことを目指す。

※都の補助対象外への補助等

介護助手の推進

- 介護助手を推進することで、介護職員の負担軽減やケア（介護業務等）の向上を目指す。
- また、介護助手から介護職員へのステップアップを支援することで、人材確保につなげる。



介護の担い手研修

① 課題

R6からR7にかけて、受講者数は増えているが、事業所とのマッチング数が少ないことが課題。
4人に1人の高齢者が介護業界に興味があることを踏まえると、興味がある方に情報が届いていない可能性や、具体的なイメージがつかめず一步を踏み込めていないことが一因と考えられる。
また、参加する事業所数が少ないため、研修受講者のマッチング先が少ないことが課題。

② 解決に向けた取組み

◎周知方法の工夫

S N S や都の「人生100年活躍ナビ」の活用など、新たな情報発信を行い、参加者及び参加事業所の増加とマッチングの増加を目指す。

◎介護助手の1日の業務内容を映像化

介護助手の具体的なイメージを持ってもらうことで、不安を払拭する。

③ 期待される効果

受講者及び参加事業所の増加により、事業所とのマッチング数の増加が見込まれ、介護の裾野拡大によって、初任者研修等の資格取得へステップアップする方も増加し、介護人材の増加が期待される。



業務切り分けの支援

介護事業者への支援

① 課題

業務の明確化と役割分担を行っていない事業所は4割におよび、切り分け後の人材確保や切り分けの方法に課題を感じている。

② 解決に向けた取組み

◎ワークショップの開催

事業所が主体となって意見交換する形で行うことで、業務切り分けの理解を深めてもらい、生産性向上につなげる。

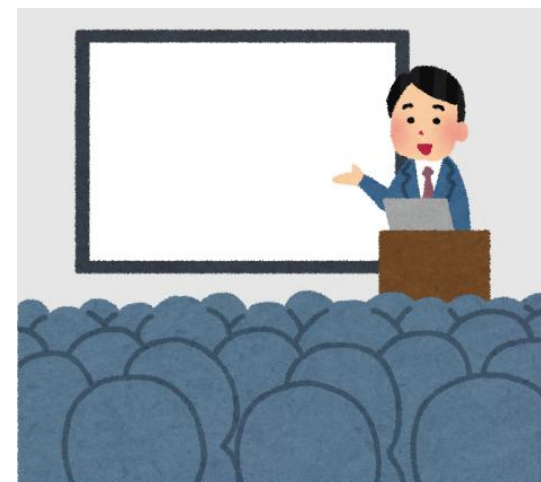
◎介護助手導入説明会の開催

介護助手の活用等について区内介護事業所向けに説明会を実施する。

切り分けた業務は、介護助手や担い手研修受講者が働き手になりえることの理解促進を図る。

③ 期待される効果

業務の切り分けは、介護助手の活用と合わせて推進していくことで、介護職員は専門的な業務に集中できる。これらは、質の向上だけでなく、新たな人材確保と生産性の向上が期待できる。



介護人材確保と生産性向上に向けた成果指標の検討

- 介護人材確保と生産性向上に向けた成果指標として、以下の指標を設定し効果の検証を行う。
- 次回基礎調査ではこの指標について詳細に実態把握できる設問を検討する。

初期アウトカム	目標	中間アウトカム	目標		目標
介護職員の充足状況の「足りていない」割合	減少 ↓	サービス利用満足度で「ほぼ希望通りに利用できている」割合	増加 ↑	幸福度	上昇 ↑
業務の明確化と役割分担を「行っている」事業所	増加 ↑				
介護助手を活用している事業所数	— ※新設				

本日の論点について

1 高齢者の住まいと介護サービス基盤の整備

- ① 単身高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の住まいの不安を解消するために効果的な取組は何か。
- ② 区の人口推計や特別養護老人ホーム、地域密着型サービスなど需要見込みを踏まえ、
介護サービスの基盤整備はどのように進めていくべきか。

2 介護人材確保と生産性向上

- ① 介護の担い手研修などの事業は介護業界へ入るきっかけとなり得るが、参加する区民を増やすために効果的な取組は何か考えられるか。
- ② 専門職が本来のケア業務に集中できるよう介護助手等の参入推進や、
安心して長く働き続けられる職場環境づくりをどのように進めていくべきか。